別紙 1	ー本事業全体に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間:令和6年度	(2024年4月	1日~2025年3月31日)】 (白地	∷今回モニタリング対象項目・	グレー着色:今回	回モニタリングタ	付象外)		Α
			The state of the s		5		ニタリング		
No		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	900000000000000000000000000000000000000	認者		確認記	
A-1	Fェック項目  IV 本事業全般 1. 事業条件 (1) FIT認定の取得 ①再整備業務対象施設 県は、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所(以下「再整備業務対象施設 以という。)について、事業者に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法施行規則(平成24年6月18日経済産業省令第46号)第3条第13号又は第15号に規定する発電設備の区分等(2020年度まで適用される買取価格のものに限る。以下「新設区分」という。)による同法第9条に規定する発電事業計画の認定が可能な計画の立案、経済産業省による認定の取得及び認定された計画の内容による整備の実施を求める。 事業者は、再整備業務対象施設について、自らの責任と費用負担のもと、監督官庁(以下、法令に基づく各種申請等の許認可権限を有し、事業の監督を行う機関を「監督官庁」という。)、関係機関(以下、事業実施に伴い、協議、調整や協力等が必要とされる県、市町村、事務組合他の機関または団体を「関係機関」という。)及び一般送配電事業者等との協議・申請等を行ったうえで発電事業計画の認定を受けること。なお、FIT制度では、FIT認定の取得日の翌日から2年以内の既存発電設備の廃止、FIT認定の取得日から7年以内の発電設備の運転再開が求められることを十分勘案のうえ、業務を遂行すること。	要求水準書 P11	B-1でモニタリング		1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
A-2	②春米発電所 事業者は、法令等に従い、設備認定に関する変更認定申請等、必要な手続きを行うこと。県は、事業者の行う申請等に関し、可能な限りの協力を行う。また、県が行う手続きや申請等が生じた場合、事業者は、関係書類の作成等に協力すること。	要求水準書 P11	・事業計画変更認定通知書	2020年8月末日					
A-3	本事業の事業用地、施設の配置を開示資料「土地使用権限資料」に示す。運営権設定対象施設は事業用地内に配置することを基本とするが、事業用地外に配置する場合は、事業者の責任と費用負担により、用地を確保すること。事業者は、工事用地(小鹿第一発電所)、工事用地(小鹿第二発電所)、工事用地(春米発電所)及び工事用地(日野川第一発電所)において示す鳥取県企業局所有地以外の、鳥取県企業局が運営権設定対象施設に関して使用権限等を確保している土地を使用することができる。ただしこの場合、隣接する土地の所有者との調整の一切については、事業者の費用と責任において行うものとする。県は、事業者が行う土地所有者との交渉について、可能な限り協力する。	要求水準書 P11	事業報告会でモニタリング						
A-4	事業者は、一般送配電事業者との接続、電力供給等に関する協議・調整を行い、必要な 契約を事業者の責任と費用により実施すること。特にFIT制度に係る協議、契約につ いては、FIT制度をよく理解したうえで遅滞なく実施すること。なお、県は、必要に 応じて、事業者に対して協力する。	要求水準書 P12	C-11でモニタリング	2021年3月末日					
A-5	本事業における流水占用とダムに関する河川法上の責任は県が負う。事業者は、県との特定事業契約及び本要求水準書に従い、自らの役割であるダムの水位等の観測、観測結果に基づくダムの操作、関係機関への通報等の業務について責任をもって担うこと。その不履行があると認められる場合は、県に対して責任を負うこと。県が設置する河川法上の工作物(事業対象施設に限る。)の管理、運営に起因して第三者に対する損害が発生し、その賠償義務が生じた場合は、県が責任を負う。ただし、その損害の発生が、事業者による特定事業契約及び本要求水準書に違反・逸脱した管理、運営に起因すると認められる場合、県は、事業者に対して賠償額相当額を求償することができる。河川法に関連する主な条文における県と事業者の役割は表-8のとおりである。	要求水準書 P12	A-8, A-9, C-11, C-16, C-18, C-33, C-34, C-35, C-39, C-44, C-45, C-46, C-47, C-48, C-50, C-51, C-53, C-54, C-55, C-56, C-58, C-59でモニタリング		所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・A-8, A-9, C-11, C-16, C-18, C- 34, C-35, C-39, C-45, C-46, C- 47, C-48, C-50, C-51で確認
A-6	事業者が使用する監視制御システムの開発期間の範囲内で県と事業者が合意した期間 (以下「県受託期間」という。)の茗荷谷ダムのダム管理主任技術者は、舂米発電所運 営維持業務委託契約に基づき、県がこれを選任・配置するとともに河川法の定めに従い 監督官庁へ届出を行う。 事業者は、県受託期間の満了日の翌日以降は、事業者自らダム管理主任技術者を選任・ 配置するものとし、当該技術者について県が河川法に基づく手続を行うのに必要な書類 を作成し、予め県に報告すること。	要求水準書 P13	C-44でモニタリング	_					
A-7	事業者による小鹿第一発電所の再整備業務期間中、中津ダムに関しては、県がダム管理 主任技術者を選任し、県が河川法の定めに従い監督官庁へ届出を行う。 再整備業務終了後は、事業者自らが当該技術者を選任・配置するものとし、当該技術者 について県が河川法に基づく手続を行うのに必要な書類を作成し、予め県に報告すること。		C-44でモニタリング	_	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11	・C−44で確認
A-8	事業者は、県が監督官庁へ届出を行った管理主任技術者のもと、中津ダム操作規程及び 茗荷谷ダム操作規程(以下、両規程を総称して「ダム操作規程」という。)を遵守して ダム操作を確実に実施すること。また、県がダム操作規程を改定した場合は、速やかに 改定内容を事業者に通知する。事業者は、その改定内容を十分確認・理解し、関係する 職員に周知のうえ、安全・確実な操作を実施すること。	要求水準書 P13	<ul><li>・発電記録日誌</li><li>・ダム運用記録日誌</li><li>・ダム運用記録月報</li><li>・ダム放流に関する情報</li></ul>	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・発電記録日誌 ・ダム運用記録日誌 ・ダム運用記録月報 ・ダム放流に関する情報 以上で確認 C-18 3 - ①と同じ

_	
٨	
Д	

			_,				ニタリング		
No		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期		認者	\ <del>\</del>	確認記	
	チェック項目 河川法第23条に基づく流水の占用者は、本事業開始後においても、県とする(以下同条				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
<b>A</b> -9	に基づく流水占用の権利を「水利権」という。)。事業者は、県が許可を取得している 水利使用規則及び取水規程等に記載された事項を遵守するとともに、各取水設備におけ る最大取水量及び取水制限流量の規定を厳守すること。また、県が河川管理者から報告 を求められた場合、事業者は、県の指示に従い、必要な資料の作成、とりまとめを行う 等、県に協力すること。水利権の更新や変更等の許認可申請・届出が必要となった場合	要求水準書 P14	・水利使用規則 ・日流量年報(各取水口取水量) ・日流量年報(ダム貯水量、流入量、使 用水量、放流量) ・取水規程	・開催月の翌月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	日野川第一発電所 ・2025年2月17日 水利権期間更新許可
A-10	日野川第一発電所は、国土交通省所管の多目的ダムである菅沢ダムから取水し、発電を行っている。県は現在、特定多目的ダム法に基づくダム使用権者であり、また河川法に基づく水利使用者であるが、日野川第一発電所への公共施設等運営権設定後も引き続きこれらの権利等は県が保有する。 事業者は、水利使用規則で定める取水量の範囲内で運用すること。また、渇水調整会議及び調整会議以外の県と河川管理者が行う日々の水位調整にも応じること。なお、特定多目的ダム法に基づく管理費用については、県が引き続き国に納付する。上記を踏まえた特定多目的ダム法に関連する主な条文における県と事業者の役割を表-10に示す。	要求水準書 P14	A-9, C-58でモニタリング	_	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・A-9と同じ
A-11	事業者は、運営維持業務期間中、電気事業法に基づく発電事業者としての責任を負うこと。事業者は、法令等に従い、自らの責任と費用負担のもと、電気事業法に係るすべての行為を実施すること。	要求水準書 P15	1・電気主任技術者選任届出 ・ダム水路主任技術者選任届出 ・保安規程変更届 2・発電事業者届出書類 ・電力広域的運営推進機関加入書類	1 春米:2020年8月末日 小鹿第一:2024年1月末日→2024 年8月末日 小鹿第二:2023年8月末日 日野川第一:2024年11月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内 2 2023年8月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15	日野川第一発電所 ・自家用電気工作物使用開始 届出書 ・電気主任技術者選任届出 ・ダム水路主任技術者選任届出 ・保安規程変更届 (2024年12月1日提出)
A-12	事業者が使用する監視制御システムの開発期間中、春米発電所に関しては、春米発電所運営維持業務委託契約に基づき、県が電気主任技術者(第一種又は第二種)、ダム水路主任技術者(第一種又は第二種)を配置することから、事業者は電気事業法の定めに従い、県が配置する職員を有資格者として選任し、監督官庁へ届出すること。事業者は、県受託期間の満了日の翌日以降は、事業者自らこれら技術者を配置するものとし、電気事業法に基づき監督官庁へ届出すること。またその届出内容を県へ書面で通知すること。	要求水準書 P15	・電気主任技術者選任届出 ・ダム水路主任技術者選任届出 ・保安規程変更届	2020年8月末日					
A-13	再整備業務期間中は、再整備対象施設ごとに必要な範囲内で、県が電気主任技術者、ダム水路主任技術者を選任・配置し、電気事業法の定めに従い、監督官庁へ届出を行う。 事業者は、各再整備対象施設の再整備業務終了後は自らこれら技術者を選任・配置し、 監督官庁へ届出るとともに、その届出内容を県へ書面で通知すること。	要求水準書 P15	・電気主任技術者選任届出 ・ダム水路主任技術者選任届出	小鹿第一: 2024年1月末日→2024年7 月末日 小鹿第二: 2023年8月末日 日野川第一: 2024年11月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15	・A - 11と同じ
A-14		要求水準書 P15	• 保安規程変更届	春米:2020年8月末日 小鹿第一:2024年1月末日→2024年7 月末日 小鹿第二:2023年8月末日 日野川第一:2024年11月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15	・A - 11と同じ
A-15	事業者は、河川法に係るものを除き事業対象施設の運営維持を安全かつ効率的に行うため、保安規程をより詳細化した基準、要領、細則等の諸規程を整備し、保安規程及びこれら諸規程に従い本事業を実施すること。これら諸規程の整備にあたり、県が作成した基準、要領、細則等を参考とすることができる。参考として県が有する諸規程を表-11に示す。		C-10, C-68, C-69でモニタリング	_	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15 2025/4/15	・C-10で確認
A-16	県は、事業開始時までに過去に観測した流量資料や貯水池運用に必要となる水位資料 等、事業者が本事業を実施するために必要となる資料を事業者に提供する。	要求水準書 P16	県の責務の記述で要求性能確認事項外	都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・菅沢ダム流入量データで確 認
A-17	物品及び役務の調達に際しては、鳥取県営企業の設置等に関する条例第16条の規定に基づき地域経済発展の観点から可能な限り県内事業者から調達すること。	要求水準書 P16	D-29, D-30でモニタリング	_	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11	・D-29,30と同じ

別紙1	- 本事業全体に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間:令和6年度	(2024年4月	1日~2025年3月31日)】 (白地:	今回モニタリング対象項目・	グレー着色:今[	回モニタリングタ	付象外)		Α
						セルフモニ	ニタリング		
No		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確	認者		確認言	7録
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
A-18		要求水準書	協議では、		所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・C-18で確認
A-19	事業者は、運営権設定対象施設の機能が低下しないよう日常的な巡視、点検等を実施し、劣化による機能低下が生じる可能性がある場合は事前に保全を行い、施設を正常な状態に維持すること。また、施設の美観を損なわない状態を保つよう施設の保全や清掃を行うこと。	要求水準書 P17	C-27, C-40でモニタリング	_	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・C-40で確認
A-20		要求水準書 P17	B-27, B-55, B-73, B-115, B-138でモニタリング	_	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・B-73で確認
A-21	を買示  信信  帰傷  7:計冊(1)()   シェル王腕  空かん、と	要求水準書 P17	事業遂行全体で確認される事項で、事業 報告会でモニタリング	_					
A-22	事業者は、本事業の実施にあたり、景観に配慮し周辺環境との調和を図るとともに周辺地区の地域環境への配慮に努めること。	要求水準書 P17	B-76, B-85, B-119, B-120, B-121, B-149, B- 151, C-26でモニタリング		所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・中津ダム放流警報装置上流 側環境色
A-23	本事業対象施設周辺は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」に基づく土砂災害警戒区域(イエロー区域)及び土砂災害特別警戒区域(レッド区域)に指定されている。参考に、現在の指定状況を下表-13に示す。 事業者は、とっとりWebマップで最新の指定状況を確認し、建築設備の設置・改築等を行う場合は、法令等を遵守し適切に対応すること。	要求水準書 P17	土砂災害警戒区域等指定地に対する所轄 官庁との協議事項報告書等	2021年4月末日					
A-24		要求水準書 P18	事業遂行全体で確認される事項で、事業 報告会でモニタリング	_					

							セルフモ	ニタリング	
NO	チェック項目	掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確 1次確認者	認者 2次確認者		忍記録 確認時期	備考
B-1	V 再整備業務に関する要求事項  1. 施設性能に関する要求事項 (1) F I T制度新設区分認定に関連する要求事項  事業者は、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所について、以下に規定する要求事項に従い再整備業務を行うこと。なお、この要求は県が求める最低限のものであり、長期使用の観点から、この範囲を超える更新、改修、補修について、事業者が提案、計画することを妨げるものではない。なお、再整備業務で求める「更新」	求水準書 <u>?</u>	・事業計画認定通知書	2021年3月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11	春米発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所 2024.8.1 小鹿第一発電所 2024.9.10 FIT事後変更届出書を確認
B-2	中津ダムについて (ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な改修を行うこと。 P22	求水準書 <u>2</u>	FIT法関連 ・事業計画認定申請書 ・事業計画認定通知書	2021年3月末日					
B-3	中津ダムについて (イ) ダムの形式、構造等を変更する場合は、県と十分な協議を行い、承諾を得るとと もに県が行う監督官庁への手続に協力すること。	求水準書 2	• 設計図書	変更前					
B-4	中津ダムについて (ウ) 再整備業務期間中、中津ダムは県が管理する。このため、施工工程作成にあた り、県によるダム操作規程に基づく操作に支障が出ないよう配慮し、県の承諾を得ること。	求水準書 <u>2</u>	・施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日					
B-5	再整備業務の対象となる取水設備について (ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な更新、改修又は補修を行うこと。 要	求水準書 }	・事業計画認定申請書 ・事業計画認定通知書	2021年3月末日					
B-6	再生整備業務の対象となる取水設備について (イ) 水利使用規則及び取水規程を厳守し、規定される最大取水量を上限とし、安定的 に取水可能な構造とすること。また、取水制限流量を超える場合に限り取水可能な構造 とすること。	求水準書	• 設計図書	2021年4月末日					
B-7	再生整備業務の対象となる取水設備について (ウ) 洪水等により設備への損傷が生じないよう堅牢な構造とすること。 要 P23	求水準書 3	· 設計図書	2021年4月末日					
B-8	再生整備業務の対象となる取水設備について (エ) 取水口ゲート等を備える取水設備は、安定的な取水を確保するとともに、取水停 此時に確実な取水停止が可能な設備とすること。 P23	求水準書 3	- 設計図書	2021年4月末日					
B-9	再生整備業務の対象となる取水設備について (オ)排砂設備を有する取水設備は、定期的に排砂可能な構造を確保すること。 要 P23	求水準書	· 設計図書	・開催月の翌月末					
B-10	再生整備業務の対象となる導水路について (ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な更新又は改修を行うこと。特に、導水路は、FIT制度における新設区分の事業計画認定の条件として改修が必要であることに 留意して行うこと。	求水準書 }	・事業計画認定申請書 ・事業計画認定通知書	2021年3月末日					
B-11	再生整備業務の対象となる導水路について (イ)取水量を安定して通水可能な形状、構造、強度を確保すること。 要え P23	求水準書 3	- 設計図書	2021年4月末日					
B-12	再生整備業務の対象となる導水路について (ウ) 沈砂池は、流水内の砂泥を池内に沈降させ、確実に排出可能な構造とすること。 P23	求水準書 3	- 設計図書	2021年4月末日					
B-13	再生整備業務の対象となる導水路について (エ)設置されるゲート類は、水密性を有し開閉が容易かつ確実なものとすること。また、ゲート扉体は、開閉の際、危険な振動が無く、座屈しない構造で、扉体に作用する 行重を構造物に安全に伝達可能な構造とすること。	求水準書 3	- 設計図書	2021年4月末日					
B-14	再生整備業務の対象となる導水路について (オ)漏水により、人身、周辺施設他に障害を及ぼさないものとすること。 要名 P23	·····································	- 設計図書	2021年4月末日					
B-15	再生整備業務の対象となる導水路について (カ)トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとすること。 要を P23	求水準書 3	• 設計図書	2021年4月末日					

					セルフモニタリング				
NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確	認者		忍記録	
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
B-16	三朝調整池について、 (ア) 小鹿第二発電所の安定的な発電の上で必要な改修又は補修を行うこと。	要求水準書 P24	B-70, B-71, B-72による。 上記以外該当なし	_					
B-17	三朝調整池について、(イ)形式、構造等を変更する場合は、県と十分な協議を行い、承諾を得ること。	要求水準書 P24	• 設計図書	変更前					
B-18	調圧水槽について、 (ア) 再整備業務対象施設の安定的な発電の上で必要な改修又は補修を行うこと。	要求水準書 P24	設計図書	2021年4月末日					
B-19	調圧水槽について、 (イ)使用水量を安定して通水可能な構造とするとともに、使用機器、運転状況に応じた圧力変動を確実に抑制可能な構造とすること。	要求水準書 P24	・設計図書 ・水車発電機等仕様書	2021年4月末日					
B-20	調圧水槽について、 (ウ) 水位の変動による構造物上部からの溢水が生じないよう十分な高さを確保すること。	要求水準書 P24	・設計図書 ・水車発電機等仕様書	2021年4月末日					
B-21	水圧管路について、 (ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な更新を行うこと。特に、水圧鉄管については、FIT制度における新設区分の事業計画認定の条件として全線更新が必要であることに留意して行うこと。	要求水準書 P24	· 事業計画認定申請書 · 事業計画認定通知書	2021年3月末日					
B-22	水圧管路について、 (イ) 既存の基礎(固定台、小支台他)を流用する場合は、劣化箇所を完全に除去するとともに、法令、技術基準を遵守し、確実な安定性を確保すること。	要求水準書 P24	• 設計図書	2021年4月末日					
B-23	水圧管路について、 (ウ)最大使用水量を安定して通水可能な構造とするとともに、水圧管内に生じる最大 上昇圧力に十分耐えうる構造を確保すること。	要求水準書 P24	- 設計図書	2021年4月末日					
B-24	水圧管路について、 (エ)管胴本体は、危険な漏水が無く、振動、座屈及び腐食に対し安全であること。	要求水準書 P24	• 設計図書	2021年4月末日					
B-25	水圧管路について、 (オ) 固定台は、管胴本体を確実に固定し、作用する荷重に対し安定であること。	要求水準書 P24	• 設計図書	2021年4月末日					
B-26	水圧管路について、 (カ)支台は、作用する荷重に対し安定であり、支承部は管胴本体の伸縮の際に管胴本体が安全かつ円滑に移動できる構造であること。	要求水準書 P24	• 設計図書	2021年4月末日					
B-27	(ア) 発電所建屋については、開示資料等を参考に耐震性能が確保可能な建物に更新、 改修又は建替を行うこと。	要求水準書 P25	• 設計図書	小鹿第一 2021年7月末日 小鹿第二 2021年7月末日 日野川第一2021年9月末日					
B-28	(イ) 発電所基礎・建屋は、新たに設置される電気設備の維持管理を考慮し、配置すること。	要求水準書 P25	・設計図書	2021年4月末日					
B-29	(ウ)発電所基礎は、新たに設置される電気設備から作用する荷重に十分耐えうる構造とすること。	P25	・設計図書	2021年4月末日					
B-30	(エ)発電所建屋の内外装については、長期の安定的、安全な運用を可能とするため、劣化、不具合箇所を改修すること。	P25	・設計図書	2022年4月末日→2023年8月末日					
B-31	(オ)建替を行う場合は、関係法令、技術基準等を遵守の上、適切な提案を県へ行い、県 の承諾を得ること。	要求水準書 P25	・設計図書	2021年9月末日					
B-32	放水路、放水口について、 (ア) 再整備業務対象施設の安定的な運営を行う上で、必要な改修又は補修を行うこと。	要求水準書 P25	• 設計図書	2021年4月末日					
B-33	放水路、放水口について、 (イ) 取水量を安定して通水可能な形状、構造、強度を確保すること。	要求水準書 P25	・設計図書	2021年4月末日					

				セルフモニタリング					
NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期		忍者		忍記録	備考
	チェック項目 放水路、放水口について、		 	1	1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	
B-34	(ウ) 設置されるゲート類は、水密性を有し開閉が容易かつ確実であること。また、ゲート扉体は、開閉の際、危険な振動が無く、座屈しない構造で、扉体に作用する荷重を構造物に安全に伝達可能な構造とすること。	要求水準書 P25	・設計図書	2021年4月末日					
B-35	放水路、放水口について、 (エ) トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとすること。	要求水準書 P25	• 設計図書	2021年4月末日					
B-36	FIT制度の新設区分の適用が可能な整備を行うこと。特に、電気・機械設備については、FIT制度における新設区分の事業計画認定の条件として全更新が必要であることに留意して行うこと。 県は、国内の技術基準と同等の技術基準に基づき製造された製品を使用することを条件に、海外製品の使用を認める。事業者は、海外製品を使用する場合、県の承諾を得ること。海外製品の使用に伴ういかなるリスクも事業者が負担すること。また、電気・機械設備の更新に当たっては、発電所外に鉱油類が流出しない設備とすること。	要求水準書 P25	· 事業計画認定申請書 · 事業計画認定通知書	2021年3月末日					
B-37	水車については補修等の付属設備を含め (ア)水車形式は、事業者の提案によるものとし、変更の有無に関わらず県の承諾を得ること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書(水車形式)	2020年9月末日					
B-38		要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書(使用水量)	2021年4月末日					
B-39	水車については補修等の付属設備を含め (ウ) 主要構造を構成する部材には、JIS規格品又はJIS相当の材料を使用すること。	要求水準書 P26	· 水車発電機等仕様書(材質規格)	2021年4月末日					
B-40	水車については補修等の付属設備を含め (エ) 負荷遮断による応力並びに経年使用による金属疲労、摩耗及び腐食などに対し、 設備が損壊しない強度を確保すること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書 (設計要項 機械的構造および強度) (水車本体 最大水圧値) (保証に関する事項)	2021年4月末日					
B-41	発電機については補修等の付属設備を含め (ア)発電機形式は、事業者の提案によるものとし、県の承諾を得ること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書(発電機形式)	2020年9月末日					
B-42	発電機については補修等の付属設備を含め (イ) 一般送配電事業者が指定する力率を考慮した容量とすること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書 (技術説明事項 発電機)	2021年4月末日					
B-43	発電機については補修等の付属設備を含め (ウ) 周波数は60Hzとすること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書 (設計要項 発電機本体)	2021年4月末日					
B-44	発電機については補修等の付属設備を含め (エ) 主要構造を構成する部材には、JIS規格品又はJIS相当の材料を使用すること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書(材料規格)	2021年4月末日					
B-45	発電機については補修等の付属設備を含め (オ) 負荷遮断並びに短絡などによる応力及び経年使用による金属疲労などに対し、設備が損壊しない強度を確保すること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書 (設計要項 機械的構造および強度) (発電機本体性能に関する要求事項) (保証に関する事項)	2021年4月末日					
B-46	主要変圧器については、 (ア) 形式、容量は、事業者の提案によるものとし、県の承諾を得ること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書(変圧器形式) ・単線結線図	2020年9月末日					
B-47	主要変圧器については、 (イ) 2次側 (系統側) 電圧は66kVとする。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書 ・単線結線図	2020年9月末日					
B-48	主要変圧器については、(ウ)送電線への落雷による雷サージ及び開閉器の開閉サージに対し、十分な絶縁強度を有すること。	要求水準書 P26	·水車発電機等仕様書(屋外変電設備) ·主要変圧器製作仕様書	2021年4月末日					
B-49	主要変圧器については、 (エ)変圧器のタンク等が、内部短絡等による変圧器の内部圧力上昇に対し、十分な強度を有すること。	要求水準書 P26	・水車発電機等仕様書(主要変圧器) ・主要変圧器製作仕様書	2021年4月末日					
B-50	制御・保護装置について (ア) 制御装置は、一人制御方式により、水車・発電機の始動・停止及び電圧・出力の 調整を行える設備とすること。	要求水準書 P26	·水車発電機等仕様書 (設計要項 運転制御装置)	2021年4月末日					

					セルフモニタリング				
NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期		認者		忍記録	
D 54	チェック項目 制御・保護装置について (イ) 保護装置は、発電所内部の事故が系統へ波及しない設備とすること。	要求水準書	・水車発電機等仕様書		1次確認者	2次確認者	<u>適合</u>	確認時期	
B-51	制御・保護装置について	P26	(保護継電器盤、系統保護継電器盤) ・単線結線図	2021年4月末日					
B-52	(ウ) 送電線停電時に、事業者が停電した発電所に到着するまでの間、制御電源を確保可能な設備とすること。	要求水準書 P27	・水車発電機等仕様書(直流電源装置)	2021年4月末日					
B-53	プサで試直すること。	要求水準書 P27	·水車発電機等仕様書 (6.6kV主回路設備、屋外変電設備) ·単線結線図	2021年4月末日					
B-54	主回路機器他について、 (イ)電力系統への事故の波及及び損傷設備の拡大を防止するため、必要な箇所に遮断 器を設置すること。	要求水準書 P27	・水車発電機等仕様書(屋外変電設備) ・単線結線図	2021年4月末日					
B-55	(2) 更新、改修、又は補修等が必要な施設等に関する要求事項中津ダム管理棟は、中津ダムの管理のため使用される建築物で、既設管理棟の南側に造成された用地に新設すること。 小鹿第一発電所 (中津ダム管理棟) 事業者は、中津ダム管理棟について、表-16に示す県において実施した実施設計に基づき整備を行うこと。ただし、県は、この実施設計によらない新設計画の事業者提案を妨げない。事業者は、その提案を行う場合は、必要な事項を提案書にまとめ、県と協議の上、県の承諾を得ること。これら変更の検討、県との協議等に要する費用は全て事業者の負担とする。なお、管理棟の位置を変更する場合は、管理棟室内からダム堤体と洪水吐ゲートを観察・監視できるレイアウトとすること。中津ダムの管理は、小鹿第一発電所の工事着手日以降、運営権設定までの間は引き続き県が取水設備上部に設置された既設管理棟から行うため、中津域と管理棟建替期間中も継続して観測等ダム管理業務が継続できるよう整備を計画すること。中津ダム管理棟は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準のⅡ類以上の耐震性能を確保すること。	要求水準書 P27	・設計図書	2021年4月末日					
B-56	中津ダム放流警報装置について (ア)放流警報装置を無線化し、更新すること。	要求水準書 P28	• 設計図書	2021年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25	小鹿第一発電所 ・2024年7月17日試験成績書 で確認
B-57	中津ダム放流警報装置について (イ)中国総合通信局に無線局免許申請書類の作成及び手続きを行い、免許を取得する こと。	要求水準書 P28	·該当申請書等 ·免許状	2023年11月末日→2024年4月末→2024 年6月末→2024年8月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11	・無線従事者選任届(2024年8月5日受理) ・無線局免許状(2024年8月6日) で確認
B-58	中津ダム放流警報装置について (ウ) 電源引き込み工事に係る電力会社への書類作成、申請、手続きを行うこと。	要求水準書 P28	・該当申請書等	2021年9月末日→2022年9月末→2022 年11月末→2023年4月末→2024年4月 末→2024年7月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・電気使用申込書で確認
B-59	中津ダム放流警報装置について、表-17に示す県において実施した基本設計 事業者は、中津ダム放流警報装置について、表-17に示す県において実施した基本設計 及び実施設計に基づき整備を計画すること。なお、放流警報装置を既設電柱等に添架す る場合、あるいは新規に専用柱等を設置する場合の手続きは県が行うので、申請等に必 要な資料の作成は事業者が行い、県の承諾を得ること。 ただし、県は、これら基本設計及び実施設計によらない整備計画の事業者提案を妨げない。事業者は、その提案を行う場合は、以下の事項を考慮のうえ、必要な事項を提案書にまとめ、県と協議のうえ、県の承諾を得ること。これら変更の検討、県との協議等に 要する費用は全て事業者の負担とする。		· 設計図書 · 該当申請書等	2021年5月末日→2024年7月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	2024年4月4日,5月31日 ・道路の通行規制願い 2024年4月15日,5月7日 ・道路使用許可 2024年5月23,31日 ・道路占用申請で確認 2024年5月29,6月7日 ・道路占用許可で確認 2024年5月24日 ・ケーブル道路占用申請確認 2024年5月30日 ・ケーブル道路占用許可確認 2024年5月30日 ・ケーブル道路占用許可確認 2024年5月30日 ・砂防指定地内制限行為申請で確認 2024年5月30日 ・砂防指定地内制限行為許可で確認 以上を確認
B-60	中津ダム放流警報装置について (エ) 停電等異常時も確実に放流警報装置が機能すること。	要求水準書 P28	· 設計図書 · 完成図書	着工前:2021年5月末日 完工時:2023年12月末日→2024年7月 末	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25	· 2024年7月17日試験成績書で確 認

			<b></b>	セルフモニタリング					
NO	掲載 チェック項目	<b>載箇所</b>	確認書類・確認方法	実施予定時期	確 1次確認者	認者 2次確認者	確認 適合	2記録 確認時期	備考
B-61	中津ダム放流警報装置について (オ)確実に小鹿川流域集落と河川流域に警報が伝わること。対象地区は、中津ダムか要求7 ら三徳川合流部までとする。 P28	k準書	· 設計図書 · 完成図書	着工前:2021年5月末日 完工時:2023年12月末日→2024年7月 末	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25	・2024年7月17日吹鳴試験結果で 確認
B-62	(竹田谷川取水設備,取水口制水ゲート門柱) ゲート門柱に断面欠損、クラックが生じていることから、ゲート操作を確実なものとす るため、コンクリート躯体基部を含め、更新、改修又は補修を行うこと。(写真-1参 照)	k準書	B-110でモニタリング	_					
B-63	(幹線隧道水路橋) 小鹿第一発電所取水規程(平成6年6月)第4条第3号に規定するとおり、竹田谷川の 放流量調整にあたり同河川の幹線導水路に位置する水路橋のドレーンバルブの操作によ り必要流量を確保することとなっている。このため、これらの設備の改修等を行う場 合、この放流が確実に行えるようにすること。	k準書	改修等を行わないので該当なし	_					
B-64	(竹田谷川支線導水路、沈砂池上流 管理用橋梁) 断面欠損、鉄筋の腐食が生じていることから、設備の維持管理の容易さを考慮のうえ、 要求ス 更新、改修又は補修を行うこと。(写真-2参照)	k準書		2023年9月末日					
B-65	(菅ヶ谷川支線導水路、沈砂池 土砂吐ゲート操作用スラブ) 沈砂池土砂吐ゲート操作用コンクリート製スラブに経年劣化が生じていることから、更 新、改修又は補修を行うこと。(写真-3参照)	k準書		2023年9月末日					
B-66	(菅ヶ谷川支流支線導水路,導水路 水路橋下面) 取水堰堤から沈砂池までに位置する水路橋の外面下面にコンクリート躯体の断面欠損が 生じ、鉄筋が露出し腐食していることから、劣化部を除去するとともに必要な更新、改 修又は補修を行うこと。(写真-4参照)	k準書		2023年9月末日					
B-67	(菅ヶ谷川支流支線導水路, 導水路 立坑直上流水路橋) 沈砂池から立坑間の水路橋にコンクリート躯体の断面欠損が生じていることから、劣化 部を除去するとともに必要な更新、改修又は補修を行うこと。(写真-5参照) P30	上 水準書		2023年9月末日					
B-68	(小鹿第一発電所調圧水槽) コンクリート躯体に凍害による劣化が確認されることから、劣化部を除去するとともに 必要な更新、改修又は補修を行うこと。また、転落防止用金網、支持鋼材に発錆が確認 されることから必要な更新、改修又は補修を行うこと。(写真-6参照) P31	<b>水準書</b>		2023年12月末日					
B-69	小鹿第二発電所 (導水路) 小鹿第一発電所放水点下流の導水路トンネル始点には、遠隔で開閉操作可能な制水門が 設置しており、小鹿第二発電所停止時には制水門を閉操作しトンネル内への通水を停 止、三朝調整池の水位上昇を防止する対応を行っている。事業者は制水門を更新、改修 又は補修する場合は、同様の対応を行えるよう遠隔で操作可能な設備とすること。	k準書		2023年9月末日					
B-70	(三朝調整池) 取水口前面に設置された水位計測塔で基部に空洞が確認されている。このため、必要な 調査を行い、調査結果に基づき必要な対策を講じること。また、劣化部を除去し必要な 更新、改修又は補修を行うこと。(写真-7参照)	k準書		2023年9月末日					
B-71	(三朝調整池) 除塵機ベルトコンベアの支持鋼材他に発錆及び腐食による断面減少がみられることから 必要な更新、改修又は補修を行うこと。(写真-8参照) P32	k準書		2023年9月末日					
B-72	(三朝調整池) 塵芥置き場の床版に孔食がみられるとともに脚部に腐食が確認されていることから必要 変更新、改修又は補修を行うこと。(写真-9参照) P32	k準書	・設計図書	着工前:2021年4月末日					
B-73	(日野川第一発電所) 発電所基礎・建屋は、劣化度診断状況等からコンクリート強度が低く、補強では耐震性能を確保することが困難であるため、更新すること。事業者は、表-18に示す開示資料を参考に更新を行うこと。	k準書	• 設計図書	2021年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・工事監理報告書および検査済証で確認

							セルフモ:	ニタリング	
NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期		忍者		2記録	備考
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	уга - 3
B-74	解体新設対象施設中津ダムの管理は、小鹿第一発電所の工事着手日以降運営権設定までの間は、県が引き続き既設管理棟並びに水位観測等の現有システム及び放流警報装置を利用して行うため、解体新設対象施設の業務はこれらが継続して支障なく使用できるよう計画し、小鹿第一発電所の運営権設定後に開始すること。事業者は、小鹿第一発電所の運営維持業務開始後に中津ダム取水設備上部に設置されている既設管理棟の撤去を行い、同じ位置に制水ゲート巻き揚げ機等を格納するためのゲート建屋を新設すること。また、既設の水位観測等の現有システム及び中津ダム放流警報装置を撤去すること。解体新設対象施设については、表-16及び17に示す県において実施した実施設計に基づき行うこと。ただし、県はこの実施設計によらない計画の事業者提案を妨げない。事業者はその提案を行う場合は、県の承諾を得ること。これら変更の検討に要する費用は事業者の負担とする。	要求水準書 P33	·施工計画書 ·竣工図 ·品質管理記録	小鹿第一:2021年6月末日 解体新設対象施設:2024年8月 →11月(工期変更)	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15	・2024年11月19日提出の完工図書 で確認
	2. 調査・設計に関する要求事項(1)基本事項								
B-75	本事業は、運用開始以来、半世紀以上経過し、今後安定した供給を行ううえで支障となる老朽化した発電設備について、再生可能エネルギーの安定供給に向けた大規模な更新をFIT制度を活用することにより実施することを目的としている。事業者は、この目的を達成するため、自ら行う各種調査及び表-19に示す開示資料等を参考に、更新、改修又は補修を行う箇所(「1. 施設性能に関する要求事項」に記載する事項以外の箇所)について県へ提案を行うこと。	要求水準書	・事業計画認定申請書 ・事業計画認定通知書	2021年3月末日					
	  事業者は、再整備業務を行ううえで、構造物の安全性を確保することはもとより、維持								
B-76	事業有は、特益偏乗務を行ううえど、構造物の安主性を確保することはもとより、維持管理についても十分配慮した設計とすること。仮設物の設計に関しては、地域の環境や交通、施工性等に配慮するとともに工事完了後の撤去についても配慮すること。	要求水準書 P34	• 設計図書	2021年4月末日					
B-77	(2)調査・設計業務 事業者は、開示資料、既存調査結果等を確認のうえ、必要に応じて、本事業の遂行に必要な測量調査、地質調査、設備診断調査等(以下「各種調査」という。)を立案し実施すること。また、更新工事を行うために必要な設計業務を行うこと。設計業務においては、施設規模、設備配置、更新、改修又は補修に係る検討、各設備の構造検討、仮設備計画、設備容量の検討、設計計算、工程計画、その他必要な設計を行い、設計図面を含む設計図書を作成すること。	要求水準書	- 設計図書	2021年4月末日					
B-78		要求水準書 P35	・着手届 ・実施体制 ・調査設計業務計画書 ・要求性能確認計画書 ・上記書類に係る電子ファイル	2020年8月末日					
B-79	(調査・設計業務) 事業者は、設計業務の完了時に県へ以下の書類等を提出し、承諾を得ること。提出物に係る様式は、別に定めるところによる。 ・完了届 ・調査・設計に係る成果物 ・委託契約書(写) ・要求性能確認報告書 ・上記書類に係る電子ファイル ・許認可申請図書(水利使用の変更等)		・完了届 ・調査・設計に係る成果物 ・委託契約書(写) ・要求性能確認報告書 ・上記書類に係る電子ファイル ・許認可申請図書(水利使用の変更等)	小鹿第一:2021年5月末日 小鹿第二:2021年4月末日 日野川第一:2021年6月末日					
B-80	3. 更新工事に関する要求事項 (1) 基本事項 再整備業務対象施設の能力及び性能は、すべて事業者の責任により確保すること。また、事業者は要求水準書に記載されていない事項であっても性能水準を確保するために必要な事項は、自らの責任及び負担で実施すること。		・施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日					

10

			セルフモニタリング					
NO	掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	<u> </u>	認者		忍記録	備考
B-81	チェック項目 事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)を遵守し、工事期間中発生する建設副産物等を適切に処理、処分又はリサイクルすること。事業者は、更新工事において発生する建設副産物のうち、産業廃棄物となるものについては、適切な処理・処分を行うこと。ただし、本事業の実施により排出される既存施設におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物(同含有使用製品を含む。)でポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき県において処理することとされているものは、県で処理を行う。	・建設リサイクル法届出書 ・廃棄物処理計画書および実施報告書	●建設リサイクル法届出書 小鹿第一:2021年9月末日→10月末 (済) 小鹿第二:2021年7月末日 (済) 日野川第一:2021年12月末日→2022年1月末(済) ●廃棄物処理計画書および実施報告書 該当工事着手前および完工後	1次確認者 所長	事業統括責任者	適合 適合 適合	確認時期 2024/7/19 2024/10/11 2025/1/15	・解体新設対象施設マニュフェストで確認
B-82	更新工事に必要な電力、上下水道、通信等は、事業者の責任と費用によるものとし、関係機関(電力会社、上下水道・通信事業者等)と契約し、これらを管理すること。また、発動発電機等の仮設物類を設置する場合も、自ら調達し、管理すること。 要求水準書 P36	• 該当契約書	小鹿第一:2021年6月末日→10月末日 (済) 小鹿第二:2021年4月末日(済) 日野川第一:2021年7月末日→22年1 月末日(済)					
B-83	(2) 更新工事開始に伴う要求事項 事業者は、設計図書について県の承諾を得た後、更新工事を開始すること。県は、水利 使用規則に基づき、河川管理者に変更許可申請を提出し、許可を得てから工事着手届を 提出する必要があることから、事業者は、当該手続に係る書類一式を作成するとともに 県の手続が完了した後に工事着手すること。 また、再整備業務期間中の再整備対象施設の電気事業法に基づく技術者による工事の監 習責任は県にあるので、同法の工事届出等の手続が必要な場合、県がその手続を行うの で、事業者は当該手続に係る書類一式を作成し、県に提出するとともに県の手続が完了 した後に工事着手すること。	·河川法許可申請書 ·電気事業法届出書	小鹿第一:2021年9月末日(済) 小鹿第二:2021年7月末日(済) 小鹿第二:2021年10月末日(済) 日野川第一:2021年12月末日(済)	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・日野川第一発電所水利使用規則 変更承認(放水口巻上機更新) 2024年5月31日付許可通知で確認 ・同上 着手届 6/4提出 以上の河川法承認を確認
B-84	事業者は、監督官庁及び関係機関に対して、法令等に従って、更新工事に必要な許認可申請及び届出等(上記①に掲げるもの及び県が河川管理者に対して行うものを除く。)を自らの責任と費用により実施すること。 要求水準書P36	・該当申請書等	許認可リスト	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15	日野川第一発電所 2024年10月21日 ・農地転用工事完了届 2024年10月15日 ・道路占用廃止届出書(日野町) 以上を確認
B-85	事業者は、各発電所の再整備業務において濁水が発生する業務について、適切に濁水対策を講じること。なお、河川への濁水流出の恐れのある業務については、その施工時期、工法等を資料にとりまとめ、業務着手前に表-20に示す関連漁業対策協議会(以下「協議会」という。)に県を通じて情報提供を行うとともに、漁業関係者との調整を行うこと。漁業関係者から濁水対策工法等について要望及び指導があった場合は、事業者は漁業関係者及び県と協議を行い、各関係者合意の上、適切な対応を実施すること。また、県から協議会への出席を求められた場合はこれに従うこと。なお、協議会は概ね1回/月程度開催されているが、出席を求めることがあるのは本事業に係る協議案件がある場合のみである(運営維持業務において、濁水が発生する業務がある場合も同様とする。)。	·設計図書 ·施工計画書 ·協議会資料	(施工計画書) 小鹿第一:2021年6月末日 小鹿第二:2021年4月末日 日野川第一:2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11	・日野川漁協 7/30 8月の有水試験での濁水発 生について説明実施記録 ・天神川漁協 8/28 小鹿第一発電所 運転開始 の挨拶記録 以上で確認
B-86	日野川第一発電所については、菅沢ダムの運用及び再整備業務に係る事項等について、 ダム管理者及び県と十分な調整を行うとともに、必要な許認可・届出を行うこと。ま た、県からの許認可・届出が必要な場合は、事業者は書類作成及び手続き等について協 力すること。更新工事期間中にダム管理者からダム運用に係る要請があった場合、事業 者はダム管理者と調整を行うこと。県にダム管理者から要請があった場合も同様とす る。	・河川法許可申請書	2021年4月末日 以降、必要な都度					
B-87	再整備業務対象施設は、事業者が工事着手するまでの間は県直営で運営維持を行っているため、事業者は、原則として更新工事着手の6ヶ月前までに工事着手日を確定し、県に報告すること。工事着手日以降は、中津ダム及びそれらに関連する放流警報装置以外の再整備対象設備の一切の管理(小鹿第一発電所及び第二発電所の再整備期間中の三朝調整池の水位運用等の管理を含む。)は事業者が行うこと。事業者は、工事着手日までに自らが管理する施設の一覧を作成し、県の承諾を得ること。なお、再整備対象施設の管理とは、工事期間中の安全管理と設備の養生を行うことをいう。この場合において、不可抗力による場合を除き設備等に被害が生じた場合の手戻り等に要する費用は事業者が負うものとする。	・施工計画書	小鹿第一:2021年6月末日 小鹿第二:2021年4月末日 日野川第一:2021年7月末日 ※但し、工事着手日については上記 の6ヶ月前までに報告する。					
B-88	事業者は、県と調整のうえ、着工に先立ち近隣との調整及び準備作業等を十分に行い、 工事の円滑な実施と近隣の理解、安全を確保すること。 要求水準書 P37	・施工計画書	小鹿第一:2021年6月末日 小鹿第二:2021年4月末日 日野川第一:2021年7月末日					

		· ·			セルフモニタリング		ニタリング	U	
NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期		認者		忍記録 	備考
B-89	チェック項目 更新工事期間中は、本事業用地内を現場事務所及び仮設ヤード等として使用することが可能であるが、この場合、事業者は施工計画書にその旨を明らかにすること。また、本事業用地外に現場事務所、仮設ヤード等を設置する場合も同様に施工計画書にその旨を記載するとともに、事業者の責任と費用により用地を確保し、管理すること。		・施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	
B-90	県は、更新工事中、事業者の施工に関する立入りを実施することができる。事業者は県の求めに応じて、資料の提出又は必要な説明に応じること。	要求水準書 P38	・説明資料 ・説明報告書	施工に関する立入の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・小鹿男一発電所 4/12 隧道補修箇所確認 6/28 導水路変状に関する検討書で 確認
B-91	(3) 更新工事完了に伴う要求事項 事業者は、各種検査前において、試運転を実施すること。なお、試運転時の売電収入が ある場合は、事業者の帰属とすることができる。	要求水準書 P38	※該当(計画)なし	発電の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/11 2025/1/15	・日野川第一 有水試験後試運転 (9/9~) 発電量一覧表で確認
B-92	事業者は、営業運転開始前に、電気主任技術者、ダム水路主任技術者の監理のもと、電気事業法に従い使用前自主検査・使用前自己確認を実施し、各設備及び施設全体としての性能・機能を確認すること。また、検査・確認結果について、その写しを県へ報告すること。	要求水準書 P38	·使用前自主確認報告書(小鹿第二)	小鹿第一発電所:2023年11月1日 小鹿第二発電所:2023年7月1日 日野川第一発電所:2024年10月1日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2025/1/15	・日野川第一 2024年10月25日 使用前自主確認報告書で確認 (自主確認日 土木2022/12/16 電気2024/6/27, 28、7/5, 8, 9, 12、 8/5, 10、9/25)
B-93	事業者は、県が、水利使用規則に基づく河川管理者の検査を受けなければならない場合、検査に必要な資料の調整・整理を行い、県の受検に立ち会い、補佐を行うこと。	要求水準書 P38	・検査の必要な資料整備 ・検査の立会報告書	河川管理者の検査の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/24	・日野川第一放水口制水門巻上機 取替工事完工検査を10/7に受検 10/11 合格書で確認
B-94	事業者は、対象となる施設について施設設備台帳を整備・保管するとともに、県へ提出すること。なお、様式、部数、項目、内容等については県と協議を行い決定する。	要求水準書 P38	• 施設設備台帳	小鹿第一発電所: 2023年12月末日→ 2024年6月末 小鹿第二発電所: 2023年7月末日(完 了2023年8月11日) 日野川第一発電所: 2024年10月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15	日野川第一発電所 ・2024年10月28日提出の完工図書 で確認
B-95	(4) 更新工事に伴う提出書類 更新工事の開始に当たっては開始後速やかに以下の書類を県へ提出すること。なお、提 出物に係る様式は別途定めるところによる。 ・施工計画書 ・工事監理計画書(建築工事の場合) ・施工体制台帳、施工体系図 ・要求性能確認計画書 ・上記書類に係る電子ファイル	要求水準書 P38	・上記書類に係る電子ファイル	施工計画書・施工体制台帳・施工体系図 小鹿第一:2021年7月末日→11月 (済) 小鹿第二:2021年5月末日→9月 (済) 日野川第一:2021年8月末日→22年2月(済) 工事監理計画書(建築工事の場合) (済) ・小鹿第一:2021年12月末→2022年5月末(中津ダム管理棟)(済) ・日野川第一:2022年2月末→2023年6月末(済) ・解体新設対象施設:2024年8月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/11	・解体新設対象施設 2024年8月9日提出を確認
B-96	事業者は、更新工事の完成に際しては以下の内容を含む竣工図書を作成し、県へ提出し、県の完成検査を受けること。また、全ての竣工図書を保管すること。なお、提出に係る様式は別に定めるところによる。 完成検査において設計図書不整合の場合等、県は事業者に改造指示を行う。事業者は、県との協議により定める期間までに修補を完了させ、再度完成検査を受けること。 工事完了届 竣工図 機器取扱説明書・運転操作に関する説明書及び性能保証書(写) 検査試験成績表(写) 性能試験成績書(写) ・ 性能試験成績書(写) ・ 性能試験成績書(写) ・ 正管理記録(写) ・ 正管理記録(写) ・ 工事請負契約書(写) ・ 工事請負契約書(写) ・ 工事記録写真 ・ 施設設備台帳 ・ 要求性能確認報告書 ・ 上記書類に係る電子ファイル	要求水準書 P38	・工事完了届 ・竣工図 ・機器取扱説明書・運転操作に関する説明書及び性能保証書(写)・検査試験成績表(写)・性能試験成績書(写)・施工管理記録(写)・宮公庁手続き書類(写)・工事請負契約書(写)・工事記録写真・施設設備台帳・要求性能確認報告書・上記書類に係る電子ファイル	小鹿第一: 2023年12月末日→2024年7月 月 小鹿第二: 2023年7月末日(済)日野川第一: 2024年10月末日解体新設対象施設: 2024年11月	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・日野川第一発電所 2024年10月28日提出の完成図書で 確認 ・解体新設対象施設 2024年11月19日提出の完成図書で 確認

NO		10 +h +h	_,, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _		セルフモニタリング				
NO	チェック項目	掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認 1次確認者	認者 2次確認者	確認 適合	忍記録 確認時期	備考
B-97	再整備スケジュールについて(発電停止期間、監視制御整備に必要な期間、県の受託期	提案書【B-4- 2】	・工程表	2020年10月末日 以降、金融機関への提出の都度1ヶ月 以内	1人唯心日	2久唯心古	.ш. С	<b>単色 向心 ルヴ 79</b> 月	
B-98	(中津ダム) ダム管理システム改修:電気事業法(以下「電事法」)48条に基づく工事計画届出を要するものとして改修。出水後の河川流量減水時に洪水処理をするためのダムゲート閉操作の自動制御が可能な洪水吐システムへの機能強化	提案書D2	電事法申請書類	2021年 9月末日					
B-99	(竹田谷川、菅ヶ谷川、菅ヶ谷川支流) 取水堰改修:コンクリート打設等により強度もしくは安定度を増加	提案書D2	施工計画書	2021年4月末日					
B-100	(小鹿第一発電所 幹線導水路) 導水路改修:導水設備(導水路、沈砂池、水槽・ヘッドタンク等) および放水路等は、 本発電所が該当する調達区分の出力(1,000kW以上5,000kW未満)の一般的な規模である 1,500m以上を改修	提案書D2	設計図書	2021年3月末日					
B-101	(小鹿第一発電所 水圧管路) 水圧鉄管更新:鉄管総延長の全てを更新 固定台および小支台補修:表面の劣化したコンクリートを除去した後、コンクリートを 打設。安定計算等を行い、法令、技術基準を遵守していることを確認	提案書D2	水利権許可承認	2021年5月末日					
B-102	(小鹿第一発電所 水車および発電機) 水車発電機更新:中国電力「系統連系関係業務取扱要則」に従い、設計・製作	提案書D2	<ul><li>系統連系に係る契約のご案内</li><li>水車発電機等仕様書</li></ul>	2021年3月末日					
B-103	(小庭第一発電所 主要変圧器) 主要変圧器更新:最大13トンに及ぶ変圧器の荷重を十分考慮した発電所基礎の設計・作 業構台の使用	提案書D2	設計図書	2021年5月末日					
B-104	(小鹿第一発電所 制御・保護装置) 制御・保護装置更新:中国電力「系統連系関係業務取扱要則」に従い設計・製作	提案書D2	<ul><li>系統連系に係る契約のご案内</li><li>水車発電機等仕様書</li></ul>	2021年3月末日					
B-105	(主回路機器他) 主回路機器他更新:コンパクトな配置およびラインアレスタの採用により耐雷性能を向上	提案書D2	設計図書	小鹿第一: 2022年6月末日 小鹿第二: 2021年11月末日 日野川第一: 2023年5月末日					
B-106		提案書D3 D10 D17	設計図書(小鹿第一・小鹿第二・日野川第一)	小鹿第一: 2021年4月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年4月末日					
B-107	具体的には、対象箇所のコンクリートのはつりを行い、補強効果および施工性向上による工期短縮を考慮し、付着性と強度特性がある特殊モルタルによる、モルタル吹付を行います。	提案書D3 D10 D17	設計図書(小鹿第一・小鹿第二・日野川第一)	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日					
B-108	無巻部については、脆弱部のコンクリートはつりを行ったうえ、付着性、施工性に優れる材料を70mm吹付けることで、表面の肌落ちを防止し、トンネルの安定性を確保するとともに点検時の安全性を向上させます。	提案書 D17	設計図書(日野川第一)	2021年7月末日					
B-109	なお、水圧管路下部の更新工事では、パイプルーフ工法を採用します。これにより、 発電所建屋の建替を回避することができ、概ね半年の工期短縮を達成します。	提案書D3 D10	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日					
B-110	(竹田谷川取水設備) 【取水口制水ゲート門柱】コンクリート劣化部補修:劣化部除去およびコンクリート打 設	提案書D4	設計図書	2021年4月末日					
B-111	(竹田川取水設備) 【沈沙池上流管理橋:既存橋梁撤去およびグレーチング設置】	提案書D4	設計図書	2021年4月末日					
B-112	(菅ヶ谷川支線導水路) 【沈砂池 土砂吐ゲート操作用スラブ】スラブ更新:コンクリートスラブ撤去およびグレーチング設置	提案書D4	設計図書	2021年4月末日					
B-113	(菅ヶ谷川支流支線導水路) 導水路 水路橋下面】【導水路 立坑直上流水路橋】 断面欠損部補修:劣化部除去およびモルタル補修	提案書D4	設計図書	2021年4月末日					

							セルフモ	ニタリング	
NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確;	認者	確	認記録	備考
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	n曲 つ
B-114	(小鹿第一発電所 調圧水槽)   コンクリート劣化部補修:劣化部除去、コンクリート打設(断面修復)、支持鋼材取替   および転落防止用金網取替	提案書D4	設計図書	2021年4月末日					
B-115	(小鹿第一発電所 発電所基礎/建屋) 発電所建屋耐震改修:1階開口部の閉塞 内外装改修:発電所建屋外壁塗装および屋上 防水他新設備の荷重に合わせた基礎の設計実施 発電所機器撤去・設置:既設基礎撤去、鉄筋組立およびコンクリート打設		設計図書	2021年4月末日					
B-116	小鹿第一発電所・小鹿第二発電所の既設モノレールを補強し、一度に多数の作業員および多量の資機材の運搬を可能にします。	提案書D4 D10	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日					
B-117	(小鹿第一発電所 幹線導水路 水路トンネル) 補強鋼板補修:鋼板溶接、アンカーボルト取付	提案書D4	設計図書	2021年4月末日					
B-118	(菅ヶ谷川支線導水路) 漏水箇所補修:止水材塗布	提案書D4	設計図書	2021年4月末日					
B-119	小鹿第一発電所・小鹿第二発電所建屋内の機械基礎除去工事は、大きな騒音・振動が想定されるため、ワイヤーソーイング工法(コンクリートを所定の大きさに切断し撤去する工法)を採用し、地域住民の生活環境に配慮します。	提案書D5 D12	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日					
B-120	再整備対象設備は工事前には家屋調査を行い、また、工事中は振動・騒音測定を行うことで、周辺住民の生活環境に最大限に配慮します。	提案書D5 D12 D19	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15	・日野川第一発電所 工事完了後 家屋事後調査報告書を確認
B-121	再整備対象設備に関して環境基準値を満たす排水を行うための濁水処理プラント (凝集 沈殿膜濾過) の設置場所および工法を計画済みであり、濁水処理を確実に行います	提案書D5 D12 D19	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日					
B-122	小鹿第一発電所再整備工事車両の通行に際して、道路幅員が狭くなる箇所ともみじ公園 入口に交通誘導員を配置し、地域住民および観光客の車両を優先し、大型車両との接触 を防止します。	提案書D5	施工計画書	小鹿第一:2021年6月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19	・交通誘導員配置状況写真で確認
B-123	再整備設備はボーリング調査の結果、50年前の地質からの変化では見えない、土中部損傷が確認される場合があります。調査結果次第では、固定台地中部の補修または改修を行います。	提案書D5 D12 D19	調査設計報告書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日					
B-124	覆工背面の空洞への対応については、覆工の補強設計の中で確認します	提案書D5 D12 D19	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日					
B-125	小鹿第一発電所の発電出力は、系統連系が解放された場合を見越して、現行の3,600kW を上回る3,690kWで設計し、発電量増加(年間約10万kWh)への速やかな対応ができ、県 への財政健全化に貢献します	提案書D7	設計図書	2021年4月末日					
B-126	(小鹿川、丹戸谷川、岡谷川、本谷川) 取水堰改修:電事法に基づく工事計画届出を要するものとして改修。コンクリート打設 等により強度もしくは安定度を増加	提案書D9	設計図書	2021年4月末日					
B-127	(小鹿第二発電所 幹線導水路) 導水路改修:導水設備(導水路、沈砂池、水槽・ヘッドタンク等) および放水路等は、 本発電所が該当する調達区分の出力(1,000kW以上5,000kW未満)の一般的な規模である 1,500m以上を更新	提案書D9	設計図書	2021年3月末日					
B-128	(小鹿第二発電所 放水路・放水口) 上記導水路参照、工法については、中国経産局と協議済	提案書D9	設計図書	2021年3月末日					
B-129	(小鹿第二発電所 水圧管路) 水圧鉄管更新:鉄管総延長の全てを更新 固定台および小支台補修:表面の劣化したコンクリートを除去した後、コンクリートを 打設。安定計算等を行い、法令、技術基準を遵守していることを確認	提案書D9	水利権許可承認	2021年5月末日					
B-130	(小鹿第二発電所水車および発電機) 水車発電機更新:中国電力「系統連系関係業務取扱要則」に従い、設計・製作	提案書D9	<ul><li>系統連系に係る契約のご案内</li><li>水車発電機等仕様書</li></ul>	2021年3月末日					

NO		18 44 W = 7 Th = 7 Th	ᅓᇌᆂᆇᅟᅓᇌᆉᆉ		= <del>1</del> 1 ±±		サニタリング		
NO	チェック項目	掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	4 1次確認者	認者 2次確認者	確認 適合	図記録 確認時期	備考
-131	(小鹿第二発電所 主要変圧器) 主要変圧器更新:最大13トンに及ぶ変圧器の荷重を十分考慮した発電所基礎の設計・作業構台の使用	提案書D9	設計図書	2021年3月末日					
-132	(小鹿第二発電所 制御・保護装置) 制御・保護装置更新:中国電力「系統連系関係業務取扱要則」に従い設計・製作	提案書D9	<ul><li>系統連系に係る契約のご案内</li><li>水車発電機等仕様書</li></ul>	2021年3月末日					
-133	(小鹿第二発電所 主回路機器他) 主回路機器他更新:コンパクトな配置およびラインアレスタの採用により耐雷性能を向上	提案書D9	設計図書	2021年4月末日					
134	(小鹿第二発電所 隧道制水門) 既設と同様に、遠隔で開閉操作が可能なシステムに改修	提案書D11	設計図書	2021年4月末日					
-135	(小鹿第二発電所 取水口水位計測塔) 基部空洞補修:モルタルにて補修	提案書D11	設計図書	2021年4月末日					
-136	(小鹿第二発電所 取水口 除塵機支持鋼材) 除塵設備補修:鋼材取替・塗装他	提案書D11	設計図書	2021年4月末日					
-137	(小鹿第二発電所 取水口 塵芥置き場鋼材) 塵芥置き場補修:鋼材取替他	提案書D11	設計図書	2021年4月末日					
-138	小鹿第二発電所建屋は耐震性および安定性が確保されているため、建屋の更新、改修又は建替は不要と判断 内外装改修:発電所建屋外壁塗装他 新設備の荷重に合わせた基礎の設計実施 発電所基礎撤去・設置:既存基礎撤去、鉄筋 敷設およびコンクリート打設	提案書D11	設計図書	2021年4月末日					
-139	小鹿第二発電所既設の門型クレーンのレールを延長し、クレーンの可動範囲を拡大する 改良を行います。	提案書D11	設計図書	2021年4月末日					
-140	延長するレールの間を嵩上し、車がクレーン下まで入ることで、クレーンで荷物を吊ることを可能とします。	提案書D11	設計図書	2021年4月末日					
-141		提案書D5 D12 D19	施工計画書	小鹿第一:2021年6月末日 小鹿第二:2021年4月末日 日野川第一:2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/11 2025/1/15	・日野川第一 施工計画書 ・再整備連絡体制図(変更)で確認 ・解体新設対象施設 施工計画書 ・再整備連絡体制図(変更)で確認
-142		提案書D5 D12 D19	議事録	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/25 2025/1/15	・日野川第一 ・解体新設対象施設 安全パトロール議事録で確認
-143	(テロ・セキュリティ対策) 監視カメラの設置	提案書D5 D12 D19	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・解体新設対象施設 ・2024年11月19日提出の完工図書 で確認
-144		提案書D5 D12 D19	議事録	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/25 2025/1/15	・日野川第一 ・解体新設対象施設 週月間工程会議議事録で確認
-145	(安全管理施設(設備)) 安全管理用掲示板設置、熱中症対策器具の配備	提案書D5 D12 D19	現場写真	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/25 2025/1/15	・解体新設対象施設 ・2024年11月19日提出の完工図書 で確認
-146	(施工リスクの軽減) 承認図の精査、現場確認(着工前、工事中、完工後)	提案書D5 D12 D19	承認図	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/25	・日野川第一発電所 承認図面で確認
-147		提案書D5 D12	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/11 2025/1/15	・解体新設対象施設 ・緊急時連絡体制表を確認

15

NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	T#	認者		ニタリング 忍記録		
МО	チェック項目	内拟回川	唯心音戏 唯心刀丛	<b>关心</b>	1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考	
B-148	(緊急時の連絡体制) SPC、施工業者、日南町役場、日野町役場、米子労働基準監督署、鳥取西部江府消防局、黒坂警察署、日野病院との緊急連絡体制図を作成し、運用	提案書D19	施工計画書	日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/11	<ul><li>・日野川第一発電所</li><li>・緊急時連絡体制表を確認</li></ul>	
B-149	発電所およびその周辺:進入路周辺に民家が点在することに配慮します。 ・上下作業にならないように工程管理します。 ・地域住民の通勤・通学を最優先した廃棄物搬出および機器搬入を行い、公衆用道路への乗入れは交通誘導員を配備して安全に行います。 ・騒音、振動に関しては基準値を守り工事作業時間を定めます。重量物の搬出入は、スケジュール等を事前に地域住民の方々に伝えます。	提案書D5 D12	施工計画書	小鹿第一:2021年6月末日 小鹿第二:2021年4月末日						
B-150	発電所およびその周辺:山林関係者等の通行が多いことに配慮します。 ・上下作業にならないように工程管理します。 ・発電所への進入路の使用の際は、上菅橋周辺に交通誘導員を配置し、地域住民の通行 を確保します。 ・上菅橋と本発電所の間に駐車場用地および資材置き場を準備し、地域住民が安全に通 行できるように配慮します。	提案書D19	施工計画書	日野川第一:2021年7月末日						
B-151	水圧管路および導水路:水圧鉄管および調圧水槽が公衆用道路に近接することに配慮します。 ・上下作業にならないように工程管理します。 ・ゲート開閉操作(止水)を的確に行い、酸素濃度を管理します。 ・公衆道路および周辺民家への落下物による被害防止のため、周辺に安全ネットを2層以上配置します。 ・調圧水槽および導水路工事は、濁水処理プラント設備を用いて濁水の流出を回避します。 ・水源地を汚損させない工法を採用します。 ・工事行為範囲を明確にするために工事ロープで囲い、工事個所・工事種類毎に交通誘導員を配置して安全を確認します。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	施工計画書	小鹿第一:2021年6月末日 小鹿第二:2021年4月末日 日野川第一:2021年7月末日						
B-152	ダムおよび取水口周辺:公衆用道路から進入可能であることに配慮します。 ・ダムおよび取水口の進入路に交通誘導員を配置し、関係者以外の進入を阻止します。 ・工事休日等も工事管理者が巡視します。 ・工事中の出水に備え、安全に水が流れるよう対策を講じます。	提案書D5 D12 D19	誘導員配置写真	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/25 2025/1/15	・解体新設対象施設 ・2024年11月19日提出の完工図書 で確認	
B-153	小鹿第二発電所発電出力は、事業性も考慮した最適規模の設計により最大出力4,990kWとしますが、設備容量としては5,460kW(pf=0.95)を確保します。	提案書D14	設計図書	2021年4月末日						
B-154	(釣谷川) 取水堰改修:電事法に基づく工事計画届出を要するものとして改修。コンクリート打設 等により強度もしくは安定度を増加	提案書D16	設計図書	2021年4月末日						
B-155	(小原川導水路) 導水路改修:導水設備(導水路、沈砂池、水槽・ヘッドタンク等)および放水路等は、 本発電所が該当する調達区分の出力(1,000kW以上5,000kW未満)の一般的な規模である 1500m以上を改修	提案書D16	設計図書	2021年3月末日						
B-156	(日野川第一発電所 水圧管路) 水圧鉄管更新:鉄管総延長の全てを更新 固定台および小支台補修:表面の劣化したコンクリートを除去した後、コンクリートを 打設。安定計算等を行い、法令、技術基準を遵守していることを確認	提案書D16	水利権許可承認	2021年5月末日						
B-157	(日野川第一発電所 水車および発電機) 水車発電機更新:中国電力「系統連系関係業務取扱要則」に従い、設計・製作	提案書D16	<ul><li>系統連系に係る契約のご案内</li><li>水車発電機等仕様書</li></ul>	2021年3月末日						
B-158	(日野川第一発電所 主要変圧器) 主要変圧器更新:最大13トンに及ぶ変圧器の荷重を十分考慮した発電所基礎の設計・作 業構台の使用	提案書D16	設計図書	2021年5月末日						
B-159	(日野川第一発電所 制御・保護装置) 制御・保護装置更新:中国電力「系統連系関係業務取扱要則」に従い設計・製作	提案書D16	・系統連系に係る契約のご案内 ・水車発電機等仕様書	2021年3月末日						
B-160	(日野川第一発電所 主回路機器他) 主回路機器他更新:コンパクトな配置およびラインアレスタの採用により耐雷性能を向上	提案書D16	設計図書	2021年5月末日						

							セルフモ	ニタリング	_
NO		掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確	認者	確認	記録	備考
	チェック項目	···			1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	)
B-161	日野川第一発電所建屋内の機器配置を工夫し、可能な範囲で山側に寄せることで、既認 の放水口および護岸を流用します。	提案書D18	設計図書	2021年4月末日					
B-162	日野川第一発電所機器配置について気中設備でコンパクトに設計し、ガス機器よりもコストを削減します	1 提案書D18	設計図書	2021年4月末日					
B-163	日野川第一発電所建屋を山側に寄せることで、建屋までトレーラ等運搬車の搬入ができ、天井クレーンでの直接荷取りを可能にします	提案書D18	設計図書	2021年4月末日					
B-164	日野川第一発電所の入口弁も天井クレーンの稼働範囲とし、保守作業のし易さに配慮します	, 提案書D18	設計図書	2021年4月末日					
B-165	日野川第一発電所建屋内のトイレ位置を既設の浄化槽近辺とし、各階への階段位置の導線をシンプルにすることで、建屋寸法を既設とほぼ同等(掘削断面)にします	提案書D18	設計図書	2021年4月末日					
B-166	日野川第一発電所再整備工事ではモノレールを新設して作業員および資機材の運搬に使用します。本発電所運転開始後は、運営維持管理業務に活用します。	提案書D18	施工計画書	2021年7月末日					
B-167	日野川第一発電所再整備工事では事前の調査により、仮設工事のための用地は決定済みです。また、上菅橋を大型車両が通行できるよう補強します。	提案書D18	施工計画書	2021年7月末日					
B-168	日野川第一発電所、放水路・放水口補修工事として、巻上機の更新を行います	提案書D18	施工計画書、完成図書	日野川第一:2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15	2024年10月11日 ・日野川第一発電所放水口制水門 巻上機取替工事 合格書で確認
B-169		提案書D5 D12 D19	施工計画書	小鹿第一: 2021年6月末日 小鹿第二: 2021年4月末日 日野川第一: 2021年7月末日					
B-170	工事車両の通行に際しては、上菅駅付近国道からの進入路に交通誘導員を配置し地元及び観光客の車両を優先するとともに大型車両との接触を防止します。	提案書D19	現場写真	日野川第一:2021年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15	・日野川第一発電所 設置状況写真で確認
B-171	治水目的である国交省菅沢ダムの水運用の制約があるため、変落差、変流量に対応すべく水車を設計します。		水車発電機等仕様書	2021年4月末日					

4	1
	ı

						セルフモ	ニタリング			
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者			認記録	備考	
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
C-1	VI-1 基本事項 (1)運営維持業務の遂行体制整備 事業者は、運営維持業務開始後に円滑な事業の実施を確保するため、 更新工事完了前に業務に必要な人員を確保するとともに遂行体制を構築し、かつ必要な訓練、研修等を行うこと。	要求水準書 P40	・組織図(体制図) ・教育訓練記録	春米発電所:2020年8月末日 小鹿第一発電所:2024年1月末日 小鹿第二発電所:2023年8月末日 日野川第一発電所:2024年11月末日 以降、変更の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・組織図(体制図) ・教育訓練記録を確認	
C-2	運営権設定対象施設が事業者以外の第三者に不正に運転操作されることがないような措置を講じるとともに、停電や災害等で長時間操作不能となることがないよう適切な安全対策を講じること。 なお、ダムの遠隔制御機能を整備する場合、その操作のためのシステムの回線は専用回線とすること。また、システムの不具合で予期せぬ洪水吐の操作が行われることがないよう安全対策を講じること。	要求水準書 P40	· 入退所記録簿 · 運転操作記録引継日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/24 2025/4/15	・入退所記録簿 ・運転操作記録引継日誌 (C-15と同じ) で不正入退場、不正操作が無いことを確認	
C-3	地震及び災害時に緊急的な停止措置等が講じることができるような常 時監視を行うことができるものとすること。	要求水準書 P40	- 遠隔制御完成図書	春米発電所:2020年8月末日(組織図) 2021年5月末日(監視システム図) 小鹿第一発電所:2024年1月末日→ 2,024年7月末日 小鹿第二発電所:2023年8月末日 日野川第一発電所:2024年11月末日 以降、変更の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25	・中津ダム地震計移設 検査記録で確認	
C-4	停電時等に運営権設定対象施設の監視制御を行えるようにシステムへの電源供給方法や事業者の運営権設定対象施設への到達時間等を考慮し、適切な容量を備える非常用電源又は無停電電源装置を設置すること。	要求水準書 P40	・倉吉統括事業所(本社オフィス)電 源系統図 ・電源供給の設計方針	2021年4月末日						
C-5	中津ダム及び茗荷谷ダムのダム水位、運営権設定対象施設の発電量等の情報を県民に随時公開するシステムを整えること。公開はインターネットによる方法を想定しているが、詳細については県と協議の上、 整備すること。	要求水準書 P40	・ホームページ制作仕様書	2021年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・ホームページの改訂 (日野川第一データを追加) (2024年12月2日)を確認	
C-6	県が舂米発電所(茗荷谷ダムを含む。)に設置した監視制御システムに関わる機器については、事業者が運営維持業務期間中において継続使用しない場合、舂米発電所運営維持業務委託契約終了後、事業者の責任と費用負担により撤去すること。	要求水準書 P40	・撤去工事計画書	2021年4月末日→2021年10月末日						
C-7	事業者は、運営権設定対象施設を運営維持するための管理事務所を整備し維持管理すること。管理・事務所を認置することが可能ない、法令等を遵守し、施設・設備を適切に運営維持することが可能ない域を選定すること。また、確実な事業の管理・運営が可能なが設備を整えること。県は、管理事務所について、新設のほか、賃貸、既存施設の買取等を認める。管理事務所の整備に係る用地については、本事業用地外においては事業者が確保し、すべての費用とリスクを事業者で負担すること。なお、本事業用地内に管理事務所、その他運営維持に使用する建物等を設置することを妨げるものではないが、設置条件等については競争的対話において県と協議を行い、県の承諾を得ること。	P41	仮事務所:設置場所位置図 本事務所:倉吉統括事業所(管理事務 所)設置場所位置図、 レイア ウト図、構造図	仮事務所:2020年8月末日 本事務所:2021年4月末日						
C-8	(3)事業終了時の引継 事業者は、原則として各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに各運営権設定対象施設の引継計画書をそれぞれ県へ提出すること。また、事業者は、各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに県に施設の運営維持業務の引き継ぎを開始し、事業終了後に施設の運転・安全に支障が無いよう引継を行うこと。	要求水準書 P41	- 引継計画書	引継ぎ1年前						
C-9	事業者は、事業終了には、事業終了後に2年間、今まで運用維持の方法により管理・運営を実施すれば対象とする施設を支障無く運転できる状態がを継続できる。	要求水準書 P41	<ul><li>・点検結果報告書</li><li>・更新投資、保全計画</li><li>・各種マニュアル類</li></ul>	引継ぎ決定後の2年間						

4	1
	ı

						セルフモニ			
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者			認記録	備考
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	nH クラ
; <del>-</del> 10	VI-2 運営業務 (1)運転管理業務 事業者は、事業対象施設の仕様、特性、性能、構造、形状、運転方法、操作方法他を熟知し、安全を確認したうえで安定した効率的な運転・操作を行うこと。運転・操作方法及びその手順については、事業者が定める保安規程に基づくほか、詳細なマニュアル等を整備し、これに従い行うこと。	要求水準書 P41	・運転操作マニュアル	香米発電所:2021年5月末日(済) 茗荷谷ダム:21年10月末日 小鹿第一発電所:2024年1月末日→ 2024年7月末 小鹿第二発電所:2023年8月末日 日野川第一発電所:2024年11月末日 以降、変更の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	・大規模地震発生時における 運転中発電所の緊急停止対応 マニュアル (2025年2月13日) 制定を確認
:-11	事業者は、事業期間中、関係法令に従い、届出、許認可申請、自主検査、自己確認、安全管理審査等の必要な手続きをその責任と費用により、遅滞なく適切に実施すること。また、監督官庁及び関係機関から法定検査、立ち入り調査等を求められた場合、その求めに応じること。これら検査等において、不適格事項の指摘や改善等が要求された場合は、事業者の責任と費用により、速やかな対策を県と協議の上で講ずること。河川法に基づき県が受検するダム定期検査等、本事業に関連して県が受検又は実施する検査については、事業者は、必要な資料の作成・提供を県の要求に基づいて実施するとともに検査への立ち会い及び県の補佐を行うこと。	要求水準書 P42	1. 許認可等の申請・届出書類 2. 法定検査、立入検査報告書 3. ダム定期検査等必要資料	1. 発生の都度 2. 発生の都度 3. 検査前	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	・立入検査 2025年2月18日 八頭消防署による舂米発電所立入検査受検 2月22日付 立入検査検査通知 書で「良好」を確認
C-12	事業者は、電気事業法に従い、監督官庁へ発電事業の届出を行うとともに、電力広域的運営推進機関に加入すること。事業者は、電力広域的運営推進機関の定款、規約等に従い、供給計画等の各種書類の提出・報告、機関からの指示事項の履行、会費の納入等、会員としての責務を果たすこと。	要求水準書 P42	1. 発電事業者届出書類 2. 電力広域的運営推進機関加入書類	1. 2023年8月末日 2. 2023年8月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15	・発電事業計画事業変更届出書(日野川第一運開) (2024年12月2日届出) を確認
C-13	事業者は、事故その他非常時の連絡先、連絡経路等を示した掲示を管理事務所内の見やすい場所に設置し、円滑な連絡が行えるようにすること。ここで言う連絡先とは、県、一般送配電事業者、国土交通省、経済産業省、警察署、消防署、労働基準監督署、役場、医療機関等を指す。関係連絡先に変更・修正・追加があった場合は、速やかに掲示を修正すること。	要求水準書 P42	・連絡先、連絡経路の掲示状況(写 真) ・修正履歴	仮事務所:2020年8月末日 本事務所:2021年4月末日 以降変更の都度					
C-14	事業者は、一般送配電事業者と取り交わす契約、協定等に基づき、事業対象施設の運転管理業務を行うこと。また、給電、停電作業等について、一般送配電事業者と十分な協議、調整を行い、業務を実施すること。	要求水準書 P42	1. 年度作業計画(山陰制御所) 2. 停電作業要求書(山陰制御所) 3. 保護継電器試験結果(山陰制御 所) 4. 通告・予告/通告変更(東部水力センター)	1. 前年10月 2. 計画の都度、臨時の都度 3. 必要時のみ 4. 前日12時	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	1. 年度作業計画を確認 2. 停電作業計画書を確認 3. 対象外 4. 予告・通告変更を確認
C-15	事業者は、事業対象となる発電所の効率的運用・災害予防を図るため、常にラジオ、テレビ、インターネット、民間の気象情報サービス等を活用して気象予報・気象情報の収集に努めること。	要求水準書 P42	• 運転操作記録引継日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・運転操作記録引継日誌で気 象情報共有を確認
C-16	(2)監視業務 事業者は、事業対象となる発電所について、ダム・取水口の水位・流入量、水車・発電機の稼働状況・稼働予定、所内の各機器の運転・停止等の運転状況を常に把握し、関係職員に周知する体制を整えること。	要求水準書 P42	·組織図(体制図)	2020年8月末日 以降、変更の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15	・C-1と同じ
C-17	事業者は、毎日の給電状況、一般送配電事業者からの受令事項、その他監視業務に必要な事項を日誌に記録し、当直職員の引継時に相互確認のうえ、確実な引継を行い、監視業務に支障を来さないようにすること。	要求水準書 P43	• 運転操作記録引継日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・運転操作記録引継日誌で必要情報の引継ぎの実施を確認 (C-15に同じ)

4	1
	ı

No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者	セルフモ	ニタリング 確	認記録	
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
S-18		要求水準書 P43	協議に基づのの報告書である。 1 ① 報告書である。 1 ① 不可報のでは、	1月~3月:4月末 4月~6月:7月末 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日 ※取水量年報は毎年1月10日迄 上記以外は毎年4月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	1. 日報記録 日報記録 日報記録 日報記録 日報記録 日報記録 日報
C-19	事業者は、更新工事で作成・提出した小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所の施設設備台帳及び県より引継時に提供される春米発電所の施設設備台帳を適切に保管・管理すること。事業期間中に台帳の記載内容に変更が生じた場合は、適宜変更内容を修正すること。修正を行った場合は、修正の履歴を適切に管理したうえで、県へその内容を報告するとともに、その修正版を県へ提出すること。また、県から求められた場合はいつでも提示できるようにすること。	要求水準書 P43	・施設設備台帳	小鹿第一発電所: 2024年7月末日 小鹿第二発電所: 2023年8月末日 日野川第一発電所: 2024年11月末日 以降、毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2025/1/15	・日野川第一設備台帳(2024年10月28日に提出)を確認
C-20		要求水準書 P44	・設備異常管理票	毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・設備異常状態管理リストで確認
C-21	(4) その他 河川水を利用する県と地元関係者他は、舂米発電所、小鹿第一発電 所、第二発電所及び日野川第一発電所の運転開始以来、「舂米発電河 水利用協議会」、「小鹿川河水利用協議会」、「印賀川日野町利水協 議会」及び「日野川発電日南町利水協議会」を設置し、河川水の利用 について相互に調整を行ってきた。協議会の主体は本事業開始後もこ れまで通り県とし、県が協議・調整を行うが、事業者は、県が行う協 議会の業務に関して、出席を求められた場合は、県の指示に従うこ と。	要求水準書 P44	· 各利水協議会参加記録	開催の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15	・印賀川日野町利水協議会 10/2 ・日野川発電日南町利水協議 会 10/3 ・舂米発電河水利用協議会 12/23 に参加、各会議資料で確認
C-22	これまで県は、事業運営に関して各関係機関との調整を行うため、例年、諸会議に出席し、相互調整、協力、情報交換を行ってきた。表-22に主要な諸会議を示す。これら協議・調整はこれまで通り県が行うが、事業者は、県から要請された場合、これら協議会へ参加し、協議に加わること。	要求水準書 P44	· 会議参加記録	会議の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11	・天神川河川工事内容説明書 (小鹿第一)で確認

4	1
	ı

A.					セルフモニタリング					
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者	0.6.74=7.4		認記録	備考	
	チェック項目 事業者は、本事業の運営維持業務を遂行するため、関連する職員に対				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期		
S-23	事実付は、不事業の連合無行業務を終刊するため、関連する職員に対して必要な教育を施すこと。職員への教育には、事業対象施設の運営維持方法等、事業運営に関するすべての事項について実施すること。また、事業者は、これら教育を定期的に実施するシステムを構築し、適切な教育が可能なよう整備すること。	要求水準書 P44	①教育訓練基準 ②教育訓練計画 ③教育訓練記録	2020年8月末日 以降、毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・職員の資格取得一覧表で確 認	
3–24	事業者は、地域住民等から苦情や要望等が寄せられた場合、速やかに 県へ情報提供を行うとともに、事業者の費用と責任により(ただし河川法に係るものは除く。)、迅速、かつ適切に対応を行うこと。対策等が必要な場合は、適切な対策を施すこと。また、県より、状況報告や経緯等の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うとともに、対応が完了した時点で、県へ報告すること。県に寄せられる苦情や要望等については、県は事業者へ通知し、事業者は、同様の対応を行うこと。県は、これら対応について、事業者へ適切な助言、相談、協力を行う。	要求水準書 P45	・苦情要望受付シート	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/4/15	・苦情要望受付シートを確認	
:25	VI-3 維持管理業務 (1)巡視・点検業務 事業者は、事業対象施設の保安を確保するため、巡視、点検を行うこと。ここでいう「巡視」、「点検」とは以下の通り。 「巡視」:事業対象施設の異常の早期発見のため、主として、目視により外観及び計器表示等を見回り、運転支障を伴わない範囲の軽微な手入れを行うことをいう。 「点検」:事業対象施設の性能、構造及び部品の異常の有無を調査し、必要に応じて工具及び測定機器等を用いて調整、手入れ及び取り替え等を行うことをいう。	要求水準書 P45	・日常点検・保守記録(保安規程に基 づくもの) ・設備異常管理表	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・設備異常管理表を確認	
S-26	本事業の実施にあたっては、規制する法令等を遵守し、周辺環境を損ねることのないようにすること。 騒音、振動に関しては、近隣住民の生活環境保全の観点で支障のないレベルに抑制するとともに、年1回発電所敷地境界で騒音、振動に関する測定を行い、この結果を県へ報告すること。排気ガスの発生源となる焼却施設の設置は認めない。また、非常用電源としてディーゼル発電機を設置する場合は、関係法令による規制に適合する設備の設置のみ認める。	要求水準書 P45	1. 騒音調査結果報告書 2. 振動調査結果報告書 3. 苦情要望受付シート	毎年4月末→毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・舂米発電所・小鹿第二発電 所点検表を確認	
÷-27	(2) 設備の更新投資・保全 事業者は、運営維持業務期間中において運営権設定対象施設の長寿命 化のため、施設の劣化、不具合等の状況及び予兆を把握し、その結果 に基づき更新投資を行うことができる。なお、更乗会を解消する 持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、更具合を解消するとは、運営 がの工事等で、資本的支出(使用可能期間の延長又は価格の増加を伴う 支出をいう。)又は資産価値の増加を伴うものをいう。事業者は、再 整備業務とは別に運営維持業務期間中に更新投資を行う場合、本業務 開始時までに更新投資計画書を県へ提出し、県の承諾を得ること。 お、運営権設定対象施設の更新投資を行った場合、更新投資部分の所 有権は事業者に帰属するものとする。また、更新投資計画書に記載が ないもので更新投資が必要なものは、その都度県と協議し、了解を得 たうえで実施すること。	要求水準書 P46	・更新投資・保全計画	毎年4月末日→毎年4月~3月:7月						
-28	事業者は、運営維持業務期間中において運営権設定対象施設の長寿命化のため、施設の劣化、不具合等の予兆を事前に把握し、正常で良好な状態を確保するよう保全を行うこと。ここでいう保全とは、運営維持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事、作業等で、施設の資産価値の増加を伴わないものをいう。	要求水準書 P46	・劣化または余寿命診断結果報告書	実施の都度						

1	1	
Ĺ	ı	

						セルフモ	ニタリング		
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者			認記録	備考
	チェック項目 事業者は、事故及び緊急時に対応するための諸規程を策定し、これに 従った対応を実行すること。諸規程には、事故・緊急時への対応のた				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	
	他の組織体制を規定すること。また、その組織が、それら事象が発生した場合に的確に対応できるよう、定期的な訓練を行うこと。人命に関わる事故はもとより、その他社会的な影響力があると認められる事故又は異常事態が発生したときは、速やかに県に報告すること。	要求水準書 P46	1. 災害対策要領 2. 教育訓練記録 3. 事故報告書	1. 2020年8月末日 2. 実施の都度 3. 発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	2024年10月25日 ・中津ダム地震対応訓練(全 社員対象)の実施を確認
0.00	事業者は、事故及び緊急事態の発生の恐れがあると認められる場合は、迅速に措置・対応を行い、これら事象の発生防止に努めること。また、これら事象が発生した場合は、第三者への安全確保を最優先に迅速に応急措置を行うとともに、その復旧に努めること。	要求水準書 P46	・巡視点検記録(月次) ・日常点検・保守記録(保安規程に基 づくもの)	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・巡視点検記録で確認 (C-18と同じ) ・日常点検・保守記録 (C-25と同じ)
C-31	事業者は、事故及び緊急事態の発生の恐れがあると認められる場合は、諸規程に則り、監督官庁、関係機関への連絡、情報提供を行い、被害抑止のための調整を率先して行うこと。また、事象が収束後、速やかに事後報告を行うこと。	要求水準書 P46	・緊急連絡記録 ・事故報告書	発生の都度					
C-32	事業者は、河川内での災害や異常渇水、大規模地震等の発生により、 県又は関係機関等から事業対象施設の運転の変更・停止等を要請され た場合、県及びその要請者と調整のうえ、迅速に対応すること。ま た、県にこれら要請がされた場合も同様とする。	要求水準書 P47	- 運転操作記録引継日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・運転操作記録引継日誌で運 転変更等の対応を確認 (C-15に同じ)
	事業者は、災害や施設の不具合等により、運営権設定対象施設が被災した場合及び運営権設定対象施設の被災により第三者や周辺施設に損害が生じた場合、県へ報告の上、現地の状況確認及び応急措置を行うこと。状況確認及び応急措置に対しては安全確保を優先し、二次後害を防止すること。事業者は、応急措置を完了し、安全を確認した後、被災、損害状況を調査の上、速やかに復旧業務計画書を作成し、県の報告すること。事業者は、県が復旧業務計画書を確認後、直ちに復旧業務を開始すること。ただし、中津ダム及び茗荷谷ダムが被災した場合(ダム堤体と洪水吐ゲートに限る)は、県において復旧計画の上、事業者に必要な協力を求めることができるものとする。県は、事業者の復旧業務に対し可能な限りの協力を行う。	要求水準書 P47	· 事故報告書 · 復旧業務計画書	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/4/15	・車両事故報告書を確認
	事業者は、以下の事象に該当する場合は、注意体制を取ること。 ・ 鳥取地方気象台から予報区(東部及び中西部)を対象に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 ・ 震度3の地震が発生したとき。 注意体制にあたる事象が発生した場合、事業者は管理事務所に待機し、気象情報の収集とダム流入量・水位等を監視するとともに、ダム放流が予想される場合はダム管理棟に待機し、ダム操作機器、警報用サイレン等を点検すること。	P47	· 配備記録(注意体制対応記録) · 運転操作記録引継日誌	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・配備記録(注意体制対応記 録)で確認
C-35	事業者は、以下の事象に該当する場合は、警戒体制を取ること。  〈鳥取地方気象台から予報区(東部及び中西部)を対象に大雨警報、 洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 〈千代川及び日野川の洪水予報「洪水注意報」以上が発表されたとき。 〈台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 〈意度4以上の地震が発生したとき。 警戒体制にあたる事象が発生した場合、事業者は管理事務所に待機し、気象情報の収集とダム流入量・水位等を監視するとともに、ダム放流を行う場合には、ダム管理棟に常駐し、ダム操作規程に基づく通報、ゲート操作等を行うこと。また、「(8) ダムに関する業務」に記載の通り、河川沿道の巡回業務等を確実に行うこと。 震度3以上の地震が発生した場合は、ダムの点検を行い、速やかに県に報告すること。ダム点検に係る詳細は、開示資料「ダム操作規程」に従うこと。	要求水準書 P47	・配備記録(警戒体制対応記録) ・ダム関係状況報告 ・ダム点検記録	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	・配備記録(警戒体制対応記録)で確認 C-34と同じ

4	1	1
-		j

A.				<u></u>		セルフモニ			
No	7 . 5 7 0	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者	<b>○ ∀</b>	確 適合	認記録	備考
-36	チェック項目 上記のほか、大規模な洪水、地震等が発生し、県が非常体制を取る場合は、警戒体制と同水準以上の体制を確保し、必要な情報収集と県からの問い合わせに対応すること。 警戒体制以上の体制が解除となった場合、当該異常気象時の状況についてとりまとめ、県に報告すること。	要求水準書 P48	・配備記録(警戒体制(非常体制)対 応記録)	発生の都度	1次確認者	2次確認者 事業統括責任者	適合	確認時期 2024/10/25 2025/1/15	・注意体制対応記録で確認
-37	(5) 渇水時の対応 事業者は、河川法第53条の規程に基づき水利使用の調整の協議が行われる場合(同条の規定に準じて調整が行われる場合を含む。)、河川 管理者及び県以外の水利使用者と県との協議に協力すること。	要求水準書 P48	- 対応記録	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	· 日野川流域水利用協議会 取水制限(6/7)、制限解除 (6/24) 情報確認
-38	(6) 安全管理 安全管理、防犯業務の対象範囲は、本事業用地内及び管理事務所とする。事業者は、事業対象施設内への関係者以外の立ち入りの防止、不審者の侵入、設備への危害を防止するための必要な安全対策、防犯措置を講じること。また、茗荷谷ダム、中津ダム、ダム管理棟他のダム関連施設については、特に施錠等、十分な防犯対策を行い、第三者の侵入等を防止すること。	要求水準書 P48	· 入退所記録簿 · 運転操作記録引継日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・入退所記録簿(C-2と同じ) ・運転操作記録引継日誌 (C-15と同じ) で第三者の侵入が無いことを 確認
-39	事業者は、事業対象施設の火災防止のため、可燃物の取扱及び火元となるものには十分注意し、必要な対策を講ずること。また、定期的な訓練を実施し、職員の火災予防への意識向上に努めること。	要求水準書 P48	1. 防火責任者の任命 2. 法定管理者等選任一覧 3. 教育訓練記録(防火対策)	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15	1. 変更なし 2. 技術者交代に伴い変更 (2024年12月1日) 3. 未実施 を確認
-40	事業者は、本施設の機能及び作業環境を良好に保つため、本事業用地 内及び管理事務所の清掃を実施すること。	要求水準書 P49	・都度現場確認にて	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・点検巡視チェックリストで 管理事務所等の清潔を確認 (巡視頻度1回/月) (C-18 5-③と同じ)
-41	(7) その他 事業者は、県からの譲渡資産以外の本事業の運営維持業務に必要となる機材、資材、器具、車両、燃料、薬品、備品、消耗品、その他物品は自ら調達し、適切に管理すること。県が契約済みの電気、ガス、上下水道、通信等のユーティリーに係る既往契約について、事業者は契約上の地位を県から承継するのに必要な手続を行うこと。県はこれらの承継に必要な手続について協力する。	要求水準書 P49	・資材備品管理シート ・車両管理基準 ・契約書等(写)	2020年8月末日					
42	事業者は、施設の作業環境を良好に保つため、また、安全確保、作業 効率向上の観点から本事業用地内及び管理事務所内の整理整頓・機材 整備に努めること。	要求水準書 P49	・都度現場確認にて C-40にてモニタ リング)	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・点検巡視チェックリストで 整理整頓、機材整備を確認 (巡視頻度1回/月) (C-40と同じ)
-43	運営維持業務において発生する産業廃棄物等は、事業者の責任において適正に処理・処分すること。	要求水準書 P49	・マニフェスト	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・産業廃棄物収集運搬処分マニフェストを確認
-44	(8) ダムに関する業務 事業者は、河川法第50条に定めるところにより、中津ダム及び茗荷谷 ダムに必要な管理主任技術者を配置し、その配置した技術者を県に報 告すること。 なお、県は、事業者の報告に基づき、同条第2項の規定に基づき、河 川管理者にその者を管理主任技術者として届出を行うことから、管理 主任技術者を変更した場合も県にその旨を報告すること。	要求水準書 P49	1. 茗荷谷ダム:ダム管理主任技術者 選任届 2. 中津ダム:ダム管理主任技術者選 任届 3. ダム管理主任技術者変更届	1. 2021年8月末日 2. 2023年12月末日→2024年8月 3. 変更事由発生時	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11	中津ダム ・管理主任技術者選任届 (2024年8月1日提出)で確認 小鹿第一、第二 ・ダム水路主任技術者選解任 届(2024年7月1日) を確認

4	1	1
	L	j

				セルフモニタリング					
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者	0.6.76.57. <del>**</del>		認記録	備考
C-45	チェック項目 事業者は、ダム操作規程に基づき、中津ダム及び茗荷谷ダムの管理等を行うこと。 なお、中津ダム及び茗荷谷ダムの操作を行う場合は、ダムの存する現地において行い、関係機関の了承を得た場合を除き放流中はダム管理棟に職員を常駐させること。 ダム放流を行う際には「鳥取県企業局異常気象・災害時の待機業務」マニュアルの「茗荷谷ダム・中津ダム ダム放流に関する情報様式」により「茗荷谷ダム・中津ダム ダム洪水時の通報関係機関」宛にファクシミリで通知を行とともに、電話で着信確認を行うこと。	P49	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	1次確認者 所長	2次確認者 事業統括責任者	適合 適合	確認時期 2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認(C-18 1 ①) 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認(C-18 2 ②) 3. ダム放流に関する記録 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート 以上を確認
C-46	事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムの放流を行う場合、ダム操作規程第15条の放流の際の一般の周知にあたり、同条第1項の区間の河川の沿道を車両で巡回し、放流を行う旨を車両に搭載した拡声器で周知するとともに、警報装置の鳴動確認を行うこと。また、河川内への立ち入り者を確認した場合は、避難を呼びかけること。	安水小华音 P50	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認 (C-18 1 ①) 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認 (C-18 2 ②) 3. ダム放流に関する記録 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート以上を確認 (C-45と同じ)
C-47	事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、ダム操作規程第5条及び第6条に定める洪水警戒時及び洪水処理時には、ダムの操作及び放流に対する周知に必要な人員をダムに配置すること。	安水水华音 P50	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認 (C-18 1 ①) 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認 (C-18 2 ②) 3. ダム放流に関する記録 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート以上を確認 (C-45と同じ)
C-48	事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、河川法第52条に基づき、河川管理者から県に対して指示がなされた場合、県の指示に基づき、ダムの操作等必要な措置をとること。	安水水华音 P50	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/25 2025/1/15 2025/4/15	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認(C-18 1 ①) 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認(C-18 2 ②) 3. ダム放流に関する記録 4. 河川パトロール関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート 以上を確認 (C-45と同じ)
C-49	事業者は、中津ダムに関して、計画的かつ効率的な運用を図るため、毎年度の1月末までに、翌年度のダム運用計画を策定し、県へ提出すること。出水期のダム水位運用等について、急激な流入量の増加に伴う放流を避けるために、通常時の運用水位について県から指示があった場合はこれに従うこと。この場合、ダム運用計画の見直しを行い、県へ提出すること。	要求水準書 P50	・ダム運用計画	毎年1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/4/15	・令和7年度中津ダム運用計画 で確認

4	1
	ı

					セルフモニタリング					
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者	0.4474		認記録	備考	
C-50	チェック項目 事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、ダム貯水池内の堆砂の蓄積等により、ダムの健全性が失われることがないよう、事業者が策定する諸規程に則り点検、測量等を実施し、毎年度終了後1月以内にその点検結果を県に報告すること。 県は、この点検結果又は河川管理者の指示に基づき、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、土砂の堆積によりダムの安全性に支障がある又内の浚渫を行うことを求めること判断した場合において事業者に貯水水心必要な施工方法、費用、工期等を検討し、県と協議の上、合意した場合は、速やかに浚渫を実施すること。この場合、浚渫に係る費用は戻が負担する。なお、県は、事業者自らの判断と費用負担により浚渫を行うことを認める。この場合、事業者は、浚渫が必要となる理由、その原因、施工方法、工期等を県に対し説明すること。	要求水準書 P50	・貯水池健全性確保に関する業務報告 書(深浅測量)	毎年4月末日→毎年4月~3月:4月	1次確認者	2次確認者 事業統括責任者	適合適合	確認時期	・令和6年度中津ダム深浅測量 結果および令和6年度茗荷谷ダ ム深浅測量結果で確認	
C-51	中津ダム、茗荷谷ダムは発電専用ダムであるため、貯水池内に洪水調整容量が確保されていない。一方で、県は、洪水期の出水に対して下流域への被害防止の観点から、大規模な降雨が予想される場合は、事前に発電により貯水池内の水位低下を行う運用を実施している。事業者は、近年の異常降雨を考慮のうえ、最新の気象情報に注意を払うとともに、事前に水位を低下させた貯水池運用を行う等、被害防止に努めること。	要求水準書 P51	・発電記録日誌 ・ダム運用記録日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・発電記録日誌 ・ダム運用記録日誌 以上で確認 (C-18①と同じ)	
C-52	(9) 三朝調整池に関する業務 小鹿第二発電所の三朝調整池は、越流に対応した余水吐を有するもの の、下流の小河川に放流する構造であり、周辺は住宅街であることか ら、安全を確保するする観点で余水吐の使用は真にやむを得ない場合 に限られる。このため、事業者は、三朝調整池余水吐から越流しない よう小鹿第二発電所の運転を行うこと。	要求水準書 P51	• 三朝調整池状況日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・三朝調整地の漏水測定で確認 (C-18 5 ③と同じ)	
C-53	事業者は、原則として、表-23に示す日野川第一発電所取水規程第5条に示される菅沢ダム貯水池の洪水制限水位を遵守した取水を行うこと。 一方、ダム管理者は、治水能力の強化の観点から県と協議を行い、「菅沢ダムにおける管理水位による運用に関する確認書」(以下「確認書」という。)を交わし、一部期間の洪水制限水位を下げた運用を現在行っている。(以下、確認書にて同意された水位を「管理水位」という。)平成30年度における確認書で同意された管理水位と実施期間は表-24の通りである。 事業者は、確認書に基づき、洪水制限水位と同様に管理水位に関しても遵守した取水を行うこと。なお、管理水位については、例年、県とダム管理者による協議で合意されることから、事業者は、合意に基づいた取水運用を行うこと。	要求水準書 P51	<ul><li>・菅沢ダム貯水使用計画表</li><li>・菅沢ダム貯水使用計画曲線(実績)</li></ul>	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15 2025/4/15	・菅沢ダム貯水使用計画曲線 実績で確認	
C-54	事業者は、原則として、日野川第一発電所取水規程第5条に示される下表-25に掲げる基準日の水位を結んだ農工業用水確保水位を確保すること。 一方、県は、ダム管理者と協議を行ったうえで、貯水池の効率的運用、流水の有効利用の観点から、農工業用水確保水位を修正し取水運用を行っている。(以下修正した水位を「修正農工業用水確保水位」という。)平成30年度における修正農工業用水確保水位は表-26の通りである。 事業者は、取水の運用において、修正農工業用水確保水位を確保すること。なお、修正農工業用水確保水位については、管理水位と同様に県とダム管理者の協議により合意されることから、事業者は、この合意に基づいた取水運用を行うこと。	要求水準書 P52	・菅沢ダム貯水使用計画表 ・菅沢ダム貯水使用計画曲線(実績)	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15 2025/4/15	・菅沢ダム貯水使用計画曲線 実績で確認	

4	1
	ı

199 I	一連呂祗村未傍に依る安水性能唯認引回書本報古書【報古:	Anter Charles	/ 1 .// 2020 10/10	リロ)』 (日地・ラ四モーダリ			ニタリング		U
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者			<b>笙認記録</b>	備考
C-55	チェック項目 事業者は、毎年1月末までに管理水位及び修正農工業用水確保水位等を勘案のうえ、翌年度の菅沢ダムの運用計画(以下「菅沢ダム運用計画」という。)を策定し、県へ提出すること。県及びダム管理者は、翌年度の菅沢ダム貯水池に関する運用会議を年度末に開催することから、事業者はこれに参加し、菅沢ダム運用計画について、協議・調整を行うこと。事業者は、運用会議にて合意された菅沢ダム運用計画及び運用会議での決定事項を遵守したうえで、下流の既得水利に影響を与えないよう発電を行うこと。	要求水準書 P53	・菅沢ダム運用計画	毎年1月末日	1次確認者	事業統括責任者	適合適合	確認時期 2025/4/15	・令和7年度菅沢ダム運用計画 で確認
C-56	事業者は、渇水時及び異常気象・災害時に、ダム管理者及び県と緊密な連絡を行い、ダム管理者及び県からの要請に従うこと。また、ダム管理者から貯水池の効率的運用を目的とした発電や渇水時に下流利水者への水を確保するための発電等の要請について適切に対応すること。  ダムの管理者は、洪水時等において水利使用規則第4条第2項に基づ	要求水準書 P53	・発電記録日誌 ・運転操作記録引継ぎ日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日					
C-57	き、日野川第一発電所の小原川導水路からの取水を制限する等の措置を県に求めることがある。県は、この指示に従い、事業者へ取水の制限を指示することから、事業者はこの指示に従うこと。この指示により生じる如何なるリスクも事業者が負担すること。	要求水準書 P53	・発電記録日誌 ・運転操作記録引継ぎ日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日					
C-58	(11) 日野川第一発電所の運転について 日野川第一発電所の発電放流水は、現在、菅沢ダム貯水池下層からの 取水のため、低水温となり、魚類への影響が懸念されている。事業者 は、低水温影響を軽減するため、4月,7月の期間において、貯水池 の運用計画を考慮した上で、2.0m3/s、24時間運転(低使用水量・長 時間運転)を基本とした運転を行うこと。ただし、この運用によらな いことについて関係者の合意が得られた場合はこの限りではない。ま た、渇水時等下流への流量確保が必要な場合は、渇水調整会議での合 意事項を優先すること。 なお、この運用は、低水温対策としてだけではなく、日野川の入漁者 の安全確保、農業用水の確保の観点から河川管理者の求めに応じて実 施している側面があるのでこの点も留意すること。	P53	・関係者との合意書類等 ・発電月報 ・河川管理者からの指示事項ならびに 指示対応書類等 ・日野町、日南町よりの要求事項書類 ならびに対応記録	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・日野川漁協との「日野川第 一発電所再整備・運営事業に 関する協定書」で確認
C-59	発電所およびダムの運営維持業務に関わる関係者との業務に主体的に関与します県の置かれている立場および役割を理解し、県の代わりを担う意識で連携します。 ダム定期検査 3年に1度実施されるダム定期検査時は、同検査の対応経験のある中部電力から出向するダム管理主任技術者が対応します。過去の検査結果等を確認したうえで「定期検査の手引き(国交省)」に沿って事前提出資料を作成します。現地調査の際には受検者である県に代わって、ダム管理主任技術者が現地設備や貯水池の状態、日頃の維持管理や洪水管理の状況を示す資料の説明等、検査官のヒアリングに対応します。また、万一指摘事項があった場合は、中部電力の支援窓口と協議して対応方針を作成し、県に提案します。	提案書C1	<ol> <li>定期検査履歴書</li> <li>定期検査受審書</li> <li>定期検査報告書</li> </ol>	1. 定期検査実施年月の確認(本年度中) 2. 定期検査前の年度初めに事前資料の作成 3. 定期検査終了後報告書の作成と提出	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25	2024/9/20 ・中津ダム定期検査資料で確 認
C-60	事前確認会議の開催 河川区域内等で更新工事・保全工事を行う場合をはじめ、水力発電所 の業務運営においては、河川法に基づく申請または届出が必要の避会 が多くあります。申請・届出の遅延等により業務が滞るのを回避 ため、次年度および向こう3年間にわたる河川法の申請・届出が必要 となる工事等について、県と確認する会議を毎年開催します。さらに 県が河川管理者に提出する申請書や協議の説明資料をSPCで作成しま す。		1. 遵守法規制に関するリスト 2. 年1回(通常は1月、次年度工事等)の 定期打合せ(河川協議)実施	1. 河川法todoリスト(毎年4月末) 2. 河川協議書(毎年4月末)	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11	・0-22と同じ
C-61	水難事故防止のための活動 本事業においても、茗荷谷ダム、中津ダム下流域の学校や、各河川の 漁業関係者と調整のうえ、同様の水難事故啓発活動を洪水期前に年1 回程度実施します(図表C-1-2)	提案書C3	1. 活動計画報告書 2. 漁協関係者との協議打合簿	1. 毎年4月末日					

4	1
	ı

N.a		18 + 18 = 2	76-27	<b>***</b>	Th=27 +v	セルフモ	ニタリング			
No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者 1次確認者	2次確認者	通合 適合	忍記録 確認時期	備考	
C-62	地域住民からの苦情・要望への対応 苦情・要望に対しては、地域住民の意見を汲み取るための目安箱機能 を地元6自治体の各役場およびSPCホームページに設置します。苦情・ 要望がSPCに届いた場合、速やかに県に情報提供を行うとともに、迅 速かつ適切に対応します。	提案書C3	1. 苦情要望受付をIPIに設置	1. 苦情要望受付シートに内容と対応 を記録 2. 重要事項は都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/4/15	・C-24と同じ	
C-63	三峰川電力・中部電力では、日々の業務で様々な苦情・要望への対応をしております。その経験を活かし、本事業おいて、SPC内で事前防止策の検討や想定ケースごとに対処方法を整理した苦情・要望マニュアルを整備します。		・苦情要望マニュアルの整備	その他は年度末に報告(4月末)						
C-64	地域とのコミュニケーションによる水力発電事業の啓蒙 地域住民の安心と信頼を得るために、工事説明会・見学会および運用 報告会等を開催し、本事業の概要、工事予定および運用実績等の詳細 を説明し、定期的に地域住民との直接のコミュニケーションを図りま す。	提案書03	1. 地元住民説明会実施報告書2. 見学会実施報告書	1. 工事着工前 2. 適宜	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・ボランティア参加報告書 ・見学会報告書 で確認	
C-65	SPCの地域共生担当を中心に、水力発電事業をテーマとした、小・中学校向けの出前教室や職場体験を開催し、地域住民の知識向上を図り、次世代の人材育成へと繋げます。	提案書C3	1. 社会見学実施報告書 2. 職場体験企画実施報告	着工後適宜						
C-66	豊富な実績を活かし、安定的な電力供給を実現するための水力発電所・ダム運営計画を策定します。 安心・安全かつ効率的に電力の安定供給を実現するための、経験に基づく運転管理・監視業務バックアップ監視機能を備えた集中監視制御システムにより安全性の高い運転管理・監視体制を構築します。統括事業場、各発電所およびダム管理棟、さらにバックアップ監視業務を委託している三峰川電力の事業所(長野県)を結ぶ集中監視制御システムを整備し、安全性の高い運転・監視業務を実施します。)	提案書C5	· 調査設計報告書 · 設計図書 · 完成図書	2021年4月末日 2024年11月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・日野川第一完成図書(2024 年10月28日に提出)で確認	
C-67	安全性の高い監視体制を構築します 遠隔監視業務の実績がある三峰川電カにバックアップ監視業務を委託 し、三峰川電力の事業所からも監視を行います。統括事業場と三峰川 電力事業所の二重監視体制により、異常兆候の見過ごしや誤操作等の 人的ミス防止を徹底し、より安全性の高い、確実な運営維持業務を実 現します。	提案書C5	三峰川電力との契約書	2021年5月末日						
C-68	三峰川電力・中部電力のノウハウを活かして、本事業においても、対象施設の仕様、特性、構造、形状等を調査した上で、運転・操作方法についての詳細なマニュアルを作成します。	提案書06	マニュアル一覧リスト	2021年5月末日						
C-69	三峰川電力・中部電力の経験を活かした巡視・点検の実施体制および 実施内容 巡視・点検作業は、運転保守課員2名体制とします。巡視箇所の見落 としや動作確認の漏れ等の人的ミスがないよう三峰川電力・中部電力 で使用している巡視・点検の具体的方法を記したマニュアル、ポイン トや留意事項等が記載されているチェックリスト等の帳票を本事業の 各種設備に合わせて整備し、巡視・点検作業時に活用します。		点検巡視票	2021年5月末日→2024年9月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/11	2024年12月1日 ・日野川第一発電所巡視点検 記録表を追加	
C-70	現場表示計器類には上下限管理範囲のマーキングによる「見える化」を進めており、正常・異常判断の個人差を無くすことと正常範囲内での異常傾向の検出に効果をがています。また、巡視にて発見した異常は、その状態・状況・応急処置等を記載した「Qカード」を作成し、現場に貼付し、継続監視の忘れ防止に役立てています。これらの巡視・点検に関わる現場の考え方は本事業に活かし、安全・安定な運転に努めます。	提案書06	Qカード	2021年5月末日						
C-71	当グループが既に実践している技術である、ドローンを用いた巡視を本SPCでも取り入れます。ドローンの導入により、ダム堤体や調圧水槽等、足場を設置しないと見えないような場所や危険個所を安全に巡視することが可能になり、巡視の精度向上、作業効率化および作業員の安全確保を図ります。	提案書C6	ドローン巡視点検活用計画書	2026年3月末						

1		1
1	l	J

						カルフェ	ーカリング		<u> </u>
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者	ゼルノモ	ニタリング 確	認記録	
110	チェック項目	1-0-1-10-1011	PEC III 日 スス 日 日心 / 八 八 八 日 小 日 小 日 小 日 一 日 小 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
	発電所・取水口等の巡視・点検はタブレット端末を用いて実施します。各所の状態を記録すると共にデジカメ画像を同時に記録し、故障・異常時には制御所のデータロガーと照らし合わせて早期の原因解析を可能にします。	提案書C6	タブレット端末導入計画書	2026年3月末			.=		
	ダムの健全性を確実に担保します 貯水池内の堆砂状況については、前年データとの比較を行うとともに 堆砂による背水の影響を評価し、報告します。	提案書C7	深浅測量結果報告書	毎年4月末日→毎年4月~3月:4月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2025/4/15	・令和6年度中津ダム深浅測量 結果および令和6年度茗荷谷ダム深浅測量結果で確認 (C- 50)
C-74	漏水量について、特異なデータが計測されていた場合には、水位や気温との関係を分析、管理上問題があるかを評価・分析します。	提案書C7	評価・分析報告書	異常発見時					
	日々の研修を通じて、SPC従業員全員の保安管理意識の向上を図りま								
C-75	水力発電所またはダム運営の豊富な経験のある三峰川電力および中部電力が自社で採用している研修内容を基に、SPC従業員向けの研修プログラムを構築します。	提案書C7	研修計画・実績書	毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/4/15	・主任技術者育成計画、主任 技術者教育訓練記録で確認
	中部電力が保有するダムシミュレータを利用したダムゲート操作を実施し、ダム運用スキルの向上を図ります。	提案書07	研修記録・実績書	実施時毎					
C-77	国主交通省に対して、「時間以内に報告します。 各発電所およびダムの異常発生の有無は、集中監視制御システムを通じても把握され、必要に応じて運転保守課員から所長に報告します。	提案書C8	地震発生対応マニュアル	2021年5月末日					
C-78	洪水期はダム管理棟への人員派遣が常態化することを前提とした体制を整えます。 体制が長期化し、複数の運転保守課員がダム管理棟に常駐となった場合、統括事業場の支援をするため、コンソーシアム構成員より、人員・物資を支援します。コンソーシアム構成員からの応援要員は、所長の指示のもと、運転・監視業務を中心に、統括事業場で行われる業務全般を支援します。	提案書C8	シフト表 ダム運用マニュアル	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・シフト表を確認 ・ダム運用マニュアル変更な し
	放流実施前に、事前に適切な水位低下を実施します 洪水吐ゲートからの放流による急激な河川の増水を避けるため、ダム への一定の流入が見込まれる場合は、事前に発電放流による水位低下 を積極的に実施します。	提案書C9	ダム運用マニュアル	変更時都度					
0.00	地域住民の安全確保を最優先し、放流の事前通知を徹底します 河川パトロール員の呼びかけにも関わらず川から退避しない人がいる 場合警察に連絡し水難事故を防ぐとともに、パトロールが停滞するの を防ぎます。	提案書C9	ダム運用マニュアル	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・C-45で確認
C-81	茗荷谷ダムについては、湛水面積、有効容量が小さく、出水時には急速に水位が上昇するため、ゲリラ豪雨等の場合だけでなく、降雨量のわずかな増加でも放流に至る場合が予想されます。茗荷谷ダムにおいても、出向管理を目指す予定ですが、県との運営委託期間中に運用状況を確認し、安全なゲート放流を行うために出向管理が難しいと判断した場合、洪水期(6月頃~10月頃)の平日昼間は、茗荷谷ダムの管理棟に運転保守課員を常駐させる体制とします。	提案書C9	シフト表 ダム運用記録日誌	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2025/4/15	・C-78で確認

4	1
	ı

			04度(2027年7月1日~2020年0 <b>月</b>	のログ』 (日地・7回にニメリ		セルフモニ		-	U
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者			認記録	#±
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
C-82	宗裕をもったタイミングでダム管理棟へ確実に出向できるよう適切な 出向判断基準を設定します。	提案書C9	ダム運用マニュアル	設定時及び変更時都度					
C-83	下流域での事故・災害発生を回避するために、適切かつ迅速な放流判断および放流準備を行います。	提案書C9	ダム運用マニュアル	1月~3月:4月末日 4月~6月:7月末日 7月~9月:10月末日 10月~12月:1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	<ul><li>・ダム運用マニュアルで確認</li><li>・河川パトロール実施記録で確認</li><li>(C-45~C-48 4と同じ)</li></ul>
C-84	より正確な放流判断を可能とする精度の高い流入予測システムを導入します。	提案書C9	・設計図書 ・完成図書	2024年11月末日 → 2024年8月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25	・完成図書の内機能仕様書 で確認
C-85	相互確認などを徹底した、安心・安全かつ確実なダム操作を行います ダム操作のバックアップ機能等を活用し、より安全かつ確実なダム操作を 実行します 洪水吐ゲートの操作は、ダム管理棟へ出向した運転保守課員がダム管 理棟から行います。統括事業場では、ダム操作に必ら、ダム管理棟と同じ画面で確認できるシステムとすることから、ダム管理技術者が統括事業場から常時確認したで、操作指示および支援することが可能で事象等の再発防止対策として、操作指示おいて、過去テムの機能の一つとして、人一定流を遺力として、機能を導入しています。本機能では、例えば、一定流を遺力から人の機能を認定した場合の警告発信や洪水吐ゲート電源を遠方から人標放流量を設定した場合の警告発信や洪水吐ゲート電源では、人の機能を認定した場合の警告発信や洪水吐ゲート電源では、人の機能を認定した場合の警告表信や洪水吐ゲート電源を認定のも標源断・復旧できる機能が組み込まれています。当が、人的電源 スのない、より安全かつ確実なずム操作のために、当該機能をSPCの集中監視制御システムに導入します。	提案書C10	·設計図書 ·完成図書	2024年11月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・日野川第一完成図書(2024 年10月28日に提出)で確認
C-86	事故・緊急時は、災害の規模・種類に応じて、コンソーシアム構成員を組み込んだ体制を構築します非常災害発生時は、県災害対策本部と連携し、コンソーシアム構成員による対策本部を立ち上げます県との連携を前提として、SPC内に災害対策本部を設置します県が非常体制を取る場合または台風、豪雨、地震、火災等の重大な非常災害が発生または発生するおそれがあるとSPC独自で判断する場合、「鳥取県企業局電気事業災害対策要領」を参考に、SPCにて災害対策本部設置します。SPCの災害対策本部は、社長が本部長となり、運転保守課および総務経理課を指揮・監督するとともに、総務経理課を県側の災害対策本部との連絡窓口とします。	提案書C10	1. 災害対策要領 2. 災害対策本部活用資料	発生時都度					
C-87	地元企業との連携体制構築により、災害対応力を強化します 発電施設およびダムの土木工作物に被害が発生した場合に、早期復旧 をスムーズに行うため、保守業務を委託している地元企業3社(チュ ウブ、美保テクノス、吉田建設)と災害協定を締結し、県と連携して 避難所の設置、資材配給拠点の提供を行います。		災害時における応急対策業務等に関す る基本協定	2021年5月末日					
C-88	災害時には地域住民への支援を行います 総務経理課に所属する地域共生担当は、発電施設およびダムの被災状況、復旧見通しおよび下流域を含む地域への影響発生の有無等を、地域住民に向けてSPCのホームページを通して積極的に開示します。	提案書C11	ホームページ	発生時都度					
C-89	緊急時に備えて定期的に訓練を実施します 毎年、防災訓練を開催します。SPC従業員だけでなく、コンソーシア ム構成員も含めた訓練を計画し、県の了承を得た上で、県が実施する 訓練と連携・同時開催します。	提案書011	研修記録・実績書	· 毎年 4月末日					
C-90	保安教育において、トラブル事象発生時の初動対応(主に関係機関への連絡)の訓練や、ダムシミュレーターによる異常事象の疑似体験や機器操作訓練(機側盤での洪水吐ゲート操作等)を行い、トラブル発生時の対応に備えます。	提案書C11	研修記録・実績書	・毎年 4月末日					

1	1	
l	ı	

						セルフモニ	<u> </u>		
No		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者		確記	忍記録	備考
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	VIII 75
C-91	事故審議会が再発防止策を立案します 事故発生後、設備事故、人身事故、苦情等の事象の中で必要に応じて コンソーシアム構成員の安全管理担当で構成される事故審議会を開催 し、事故の原因を分析し、再発防止策を立案します。	提案書C11	事故報告書 事故審議会議事録	災害発生時都度					
C-92	常に最適な更新投資・保全計画となるよう、継続的に計画を見直すサイクルを導入します。その際には提案書記載の計画年数が変更されることを認める。 当初策定した長期の更新投資・保全計画は、日常的な設備・機器の監視、定期的な巡視および点検により、各設備のその時点における劣化状態等を正確に把握したうえでSPCの運転保守課員が設備診断を行い、更新投資・保全業務の必要性を適宜判断し、必要に応じてより適切な計画に見直します。	提案書C12	更新投資、保全計画	毎年4月末日					
C-93	当該計画については、SPCの所長が計画変更の必要性を判断し、事業 統括責任者が計画の承認を行った上で、県に更新投資計画書を提出し ます。	提案書012	更新投資、保全計画	毎年4月末日					
C-94	洪水吐ゲート(テンターゲート) ・中部電力での実績を踏まえ、毎年の点検・メンテナンス(グリス アッグリスアップ等)を実施します(但し水中部は3年に1回の予定)。 さらに、防錆のため12年に一度、扉体の塗装と水漏れ防止の水密ゴム 取替え等の補修を行います。	提案書C13	更新投資、保全計画	変更時都度					
C-95	水圧管路 設備の長寿命化のため、水圧管路の内面塗装を12年周期で行います。	提案書014	更新投資、保全計画	変更時都度					

1001,00							セルフモニ	タリング	J	
NO	<b>一</b>	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	5	忍者	確認	記録	備考	
D-1	サェック項目  VII-1 基本事項  統括マネジメント業務とは、本事業を円滑かつ安定的に遂行するために、特別目的会社 (以下、「SPC」という。) たる事業者自身が実施する業務をいい、プロジェクトマネジ メント業務及び経営管理業務から構成されるものとする。 プロジェクトマネジメント業務とは、適切な人員配置、実施体制の構築のうえ、セルフ モニタリングを適切に実施すること等、事業を確実に推進するための措置を講じるとと もに、スケジュール管理、会議体運営、提出物の管理等を通じて、事業の安定的かつ円 滑な進捗に寄与するために実施する業務であの経営に関連する書類の作成及びこれを踏まえた事業 実施を通じて、長期に渡る事業を安定的かつ円滑に推進するために実施する業務である。		統括マネジメント業務に関する定義で、 性能要求確認事項外	_	1次確認者	2次確認者	適合	確認時期		
D-2	VⅡ-2 プロジェクトマネジメント業務 (1) 人員の配置 事業者は、本事業全体を統括する責任者として、事業統括責任者を配置すること。事業 統括責任者は、実務面における責任者としての役割を担うものとし、県との窓口、事業 者内部のマネジメント、事業に関連する民間事業者全てをとりまとめ等、事業を確実に 推進させるためのマネジメントを実施するものとする。	要求水準書 P54	事業統括責任者の通知	2020年8月末 基本契約書第9条						
D-3	事業者は、事業統括責任者を補佐する、技術、財務等の専門家を、その役割を明確化したうえで、必要に応じて適切に配置すること。事業統括責任者のほか、これら専門家により、事業を確実に推進させること。	要求水準書 P54	・組織図(体制図)	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/11 2025/1/15	・組織図で確認 (C-1 1.と同じ)	
D-4	(2) 実施体制の構築 事業者は、事業統括責任者、その他人員の適切な配置により、事業者内部の体制を構築 すること。また、SPCと直接的な契約関係にある企業との役割、業務分担等を明らかにし たうえで、適切なリスク分担を行い、事業を確実に推進するための体制を構築するこ と。 事業者は、自身の社内に配置している人員及びSPCと直接的な契約関係にある企業のうち 主要な企業との関係性を明らかにした実施体制図を作成し、特定事業契約締結後速やか に県に提出すること。また、実施体制に変更があった場合は、その都度変更後の実施体 制を提出すること。	要求水準書 P54	- 組織図(体制図)	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/19 2024/10/11 2025/1/15	・組織図で確認 (C-1 1.と同じ)	
D-5	(3) セルフモニタリングの実施 事業者は、自身が実施する再整備業務及び運営維持業務が、要求水準を充足し、適切な 水準で業務が履行されるための各種対応策である、セルフモニタリングを実施するこ と。セルフモニタリングの詳細は、モニタリング基本計画書において示す。	要求水準書 P55	事業遂行全体で確認される事項で、事業 報告会でモニタリング	_						
D-6	(4) スケジュール管理 事業者は、事業開始から事業終了までの長期スケジュール、毎年度のスケジュール等、 自身が必要と考えるスケジュールを適宜作成し、それを適切に管理することで、事業を 安定的かつ円滑に進捗させること。なお、スケジュールを作成又は変更した場合は、そ の都度、当該スケジュールを県に提出すること。	要求水準書 P55	・年度スケジュール	2020年8月末日、以降毎年4月末日 (年度内に変更があった際は都度1ヶ 月以内)						
D-7	(5) 年度報告書の作成 事業者は、毎年度、本事業(任意事業を含む。)の中で発生した当該年度の主要な事項 をとりまとめた年度報告書を作成し、県に提出すること。	要求水準書 P55	· 年間業務報告書	毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・年間業務報告書の提出を確 認	
D-8	(6) 会議体の運営 事業者は、法令の定め及び自ら必要と認めた場合、株主総会を開催するものとし、株主 総会(臨時株主総会を含む。)の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料 及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出すること。	要求水準書 P55	・株主総会に提出又は提供をされた資料 及び当該株主総会の議事録又は議事要旨 の写し	・開催月の翌々月末	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11	・定時株主総会資料提出を確 認	
D-9	事業者は、法令の定め及び自ら必要と認めた場合、取締役会を開催することとし、当該 取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを 県に提出すること。	要求水準書 P55	・取締役会に提出又は提供をされた資料 及び当該取締役会の議事録又は議事要旨 の写し		所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・定例取締役会資料及び議事 録を確認	

別	紙1ー統括マネジメント業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間:	令和6年度	(2024年4月1日~2025年3月31日)	】 (白地:今回モニタリング対	<b> 象項目・</b> グレ	一着色:今回モニ	ニタリング対象	(外)	D	
							セルフモニ			
	NO チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確 1次確認者	認者 2次確認者	確認 適合	<b>忍記録</b> 確認時期	備考	
D-1	事業者は、事業を円滑かつ安定的に推進するために自らが必要と判断した場合、県を始めたした事業に関わる関係者が参加する会議はな記書することができる。	要求水準書 P55	性能要求確認事項外	_						
D-1	(7) 提出物の管理 事業者は、本要求水準、特定実施契約のほか、本事業において事業者が県に対して提出 するとされている提出物の控えを適切に管理すること。 事業者は、提出物の業務を適切に管理のため、提出物の提出期限、提出の状況が把握で きる一覧表を作成し、これを県と共有のうえ、提出物の円滑な提出に努めること。	要求水準書 P55	・提出物管理リスト	毎年4月末日→毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・リストで提出物と提出日時を確認	
D-11	-1/   200	要求水準書 P56	・計算書類等(会社法第435条第2項に定める計算書類及び事業報告、計算書類に係る付属明細書及び事業報告に係る付属明細書、セグメント情報、キャッシュ・フロー計算書)							
D-1	長期収支計画 事業者は、事業開始から事業終了までの期間を対象とした長期的な収支計画(以下「長期収支計画」という。)を作成し、計算書類の提出と同時に、県に提出すること。毎年度収支の実績を反映するとともに、かかる実績を踏まえ、将来的な収支の予想も適宜見直すものとする。なお、長期収支計画に記載する項目等、内容の詳細については、事業者と県の協議により定めるものとする。ただし、事業者が、事業者に融資を行う金融機関と事業者の契約に基づき、同様の収支計画を金融機関に提出する場合は、当該収支計画の提出に代替することを認めるものとし、金融機関に当該収支計画を提出する都度、県にも提出するものとする。この場合、当該収支計画の作成に際し、その項目等、内容の詳細について、県の意向を十分に反映させること。	要求水準書 P56	・長期収支計画	2020年8月末日 以降、金融機関への提出の都度1ヶ月 以内						
D-1	定款の写しの提出 事業者は、自らの定款の写しを、特定事業契約の締結後に提出すること。また、定款に 変更があった場合、その都度変更後の定款を提出すること。 -14	要求水準書 P56	・定款の写し	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内						
D-1	-10 エ石海に変更がめりに物口、ての制度変更後の体工石海を旋山すること。	要求水準書 P57	・株主名簿の写し	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・株主名簿の写しで確認	
D-1	=In	要求水準書 P57	・県以外を相手方として自らが締結し、 又は締結する予定の契約等の一覧表	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8 2024/10/11 2025/1/15 2025/4/15	・リストで確認	

	一統括マネジメント業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間:	- 184 (18		】 (白地∶今回モニタリング)			セルフモニ		
NO		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	花	認者		- メリンフ 忍記録	<u> </u>
NO	チェック項目	167年以上2017月	推动音块 推动力力	天旭 7 足时朔	1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	備考
)–17	事業者は、県以外の者を相手方として契約等を締結した場合、契約締結後に、当該契約書等の写しを県に提出すること。契約等を変更した場合も同様とする。	要求水準書 P57	・県以外の者を相手方として契約等を締結した契約書の写し	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・契約書で確認
<b>)−18</b>	コンソーシアム構成員の出資比率および取締役数	提案書B3	・出資比率	変更時都度	所長	事業統括責任者	適合	2024/10/25 2025/1/15	・コンソーシアム構成員の出資比率および取締役数で確認
)–19	コンソーシアム構成員の役割(事業開始~5年目) 主導する立場と実行部隊:三峰川電力および中部電力が事業運営について主導的な立場 に立った上で、チュウブおよび美保テクノスは、水力発電所運営の実行部隊として、自 らまたはSPCへ派遣した従業員を通して業務を遂行します。	提案書B4	組織図(体制図)	毎年4月末日→毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・体制表で確認 (C-1)
)–20	コンソーシアム構成員の役割(6年目〜20年目) 重要な役職の承継:チュウブおよび美保テクノスが派遣したSPC従業員は、技術・ノウハ ウを習得するに連れ、SPCにおける重要な役職(運転保守課長、各主任技術者)を担いま す。それに伴い、チュウブおよび美保テクノスは、本事業の複数の業務で、主導的な役 割を担い始めます。	提案書B4	組織図(体制図)	毎年4月末日					
-21	SPC(第1層)から県に提出する資料は、事前にコンソーシアム構成員が確認(第2層)する仕組みとします。また、地域住民が本事業に対し随時SPCに意見を伝える(第3層)ことができる体制とします。	提案書87	モニタリング実施計画書	2021年4月末日					
)–22	事業実施の人員体制 ・提案書記載の人数の確保	提案書B21	組織図(体制図)	変更時都度					
)–23	本事業が地元中心の事業となるよう、コンソーシアム構成員以外の地元企業を引受け手として、希望者に優先株を発行します。(シニアローンのうち一部 (上限5億円を想定) は地元企業による優先株出資を募ります。)	提案書B22 B26	定款	優先株発行後	所長	事業統括責任者	適合	2025/4/15	・IMを作成し地元企業に優先 株出資を募った結果、出資希 望なしを確認
)–24	保険は①組立、②企業総合、③企業費用・利益総合、④施設賠償責任の4種類に過不足なく加入します。	提案書B25	保険契約書	契約時都度					
)–25	本事業で発電した電力は、丸紅グループ傘下丸紅新電力の代理店として最終消費者への販売を行います。	提案書E2	業務委託契約書(丸紅新電力の代理店と しての契約)	毎年4月末日→毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・営業リストで確認
-26	地元企業へ、再整備業務を通じて累計で41億円の発注を行います。	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	2024年11月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・地元企業発注リストで確認
)–27	チュウブおよび美保テクノスは土木建築工事の施工を担い、業者の選定・発注において は地元企業を積極的に起用します。 地元での調達が困難な資材については県内商社からの購入を優先します。	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	2024年11月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/1/15	・地元企業発注リストで確認
)–28	事業開始から20年目までの運営維持業務については、地元企業への発注額を22億円とします。	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	毎年4月末日→毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・リストで確認
	SPC運営に伴う経費類(ホームページ、什器、備品等)は全て地元で調達する。								
)–29		提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	毎年4月末日→毎年4月~3月∶7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・リストで確認
-30	事業期間を通じて県内資材を5億円以上活用します。 (県内産資材調達と県内商社からの調達)	提案書E6	報告書	毎年4月末日→毎年4月~3月∶7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・リストで確認
)–31	県内人材の雇用計画 運転保守(ダム) 事業開始(日野川運転開始)から5年間はダム管理主任技術者およびダム水路主任技術者 を三峰川電力と中部電力からの派遣者が担います。 地元企業であるチュウブおよび美保テクノスからの派遣者は、事業開始から5年間運転 保守課で業務を経験し必要資格を取得します。6年目よりダム管理主任技術者とダム水路 主任技術者の立場を担います。6年目に、運転保守課で2名のプロパー社員を雇用しま	提案書E6	研修計画・実績書	都度					

# 別

別紙 1	一統括マネジメント業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間:	令和6年度	(2024年4月1日~2025年3月31日))	(白地∶今回モニタリング対	象項目・グレ-	−着色∶今回モニ	ニタリング対象	!外)	D
NO		掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	確認者		セルフモニタリング 確認記録		備考
	チェック項目				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	)拥有
D-32	県内人材の雇用計画 運転保守(電気) 10年目までは電気主任技術者を三峰川電力からの派遣者が担います。11年目以降は地元 企業からの派遣者が電気主任技術者試験第二種を取得し、電気主任技術者を担う予定で す。11年目に、運転保守課でプロパー社員を1名新規に雇用します。	提案書E6	研修計画・実績書	都度					
D-33	地域共生担当は、地元企業からの派遣者が担います。21年目から本格展開する予定の地域経済活性化についての内容が具体的に固まり次第(18年目を想定)、地域共生課を新設し、プロパー社員を地域共生水力担当、地域共生PPS担当、地域共生総合サービス担当として雇用します	提案書E6	組織図(体制図)	18年目の年度末日を設定					
D-34	県のPPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針に沿うよう、SPCの社内規程において下記①②に記載している資材調達についての基本方針を明記することで、県内資材の活用の方針について明確化します。 ①SPCは下請負について一般競争入札および指名競争入札応募条件表を参考とし、県内事業者または県内に事務所を置く事業者に発注するよう努めます。 ②SPCは工事および委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者または県内に事務所を置く事業者を活用するよう努めます。		地元企業への発注先実績リスト	2021年5月末日→毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	適合	2024/7/8	・リストで確認 D-28, D-29, D-30と同じ
D-35	情報開示により、地域住民の防災意識の向上に寄与します。自治体の要望に応じて、開示データを市役所等の自治体施設にあるモニターに投影し、ホームページでの閲覧が困難な地域住民向けにも情報を提供します。地域住民の防災意識向上に寄与する情報開示本社を米子市に構える株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク(以下「SCN」)と連携し、SCNのサービス契約者に対して、ケーブルテレビおよびスマートフォンを通じて警報を通知します。	提案書C3 E12	・仕様書	4月末日					

							セルフモニ	タリング	
	No		確認書類・確認方法	実施予定時期	矷	[認者	確	認記録	備考
		チェック項目			1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	VH ~
E-1		電気の地産地消進排度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日(事業年度1年目以降から)→ 毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	観察	2024/7/8	令和5年度年間任意事業報告書 を確認
E-2		鳥取環境大学との連携によるSDGsの推進 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日(事業年度1年目以降から)→ 毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	観察	2024/7/8	令和5年度年間任意事業報告書 を確認
E-3		観光による鳥取のブランディング 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日(事業年度1年目以降から)→ 毎年4月~3月:7月	所長	事業統括責任者	観察	2024/7/8	令和5年度年間任意事業報告書 を確認
E-4		農林水産物のブランディング 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日(事業年度6年目以降から)					
E-5		地域防災の推進進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日(事業年度6年目以降から)					
E-6		中山間地域における生活交通確保の支援 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日(事業年度6年目以降から)					